

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	51 件
国民年金関係	32 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から同年3月まで
② 平成元年7月

私は、平成3年1月頃に国民年金の加入手続を行い、それまで未納だった国民年金保険料を遡って数か月分ずつ数回に分けて納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年1月頃に払い出されており、申立人は、当該払出時点で申立期間①及び②を除き過年度納付可能な昭和63年10月以降の国民年金保険料を納付していることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人は、申立期間①直前の昭和63年10月から同年12月までの保険料を平成3年1月30日に過年度納付していることが確認できることから、当該納付時点で申立期間①の保険料を過年度納付することが可能である上、上記手帳記号番号が払い出された平成2年度以降の保険料を現年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、当該払出し以降において未納期間が無いことを踏まえると、申立人が当該期間に係る保険料についても過年度納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②については、申立人は、申立期間②の保険料を時効後に納付しており、当該期間の保険料は平成3年9月30日に申立期間②後の元年10月の保険料に充当決議されていることがオンライン記録で確認できることから、当該充当決議時点においては、時効により保険料を納付することができなかったものと考えられ、ほかに申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月から54年4月まで
② 昭和54年12月から55年3月まで

私は、昭和51年9月頃に転居した区で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は4か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間当初の昭和54年12月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であるほか、当該期間直後の55年4月以降60歳に到達するまでの国民年金加入期間の保険料は納付済みである。

また、申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の夫は、申立期間を含む昭和48年8月以降60歳に到達するまでの国民年金加入期間の保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、申立人が申立期間②の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和51年9月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の手帳記号番号は上記のとおり54年12月に払い出されており、当該期間の大部分の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付（実施期間：昭和53年7月から55年6月まで）及び過年度納付により納付することとなるが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無く、特例納付についても知らなかったとしている。

また、申立人は、現在国民年金及び厚生年金保険の2冊のオレンジ色の年金手帳を所持しており、当該手帳以外に黄土色の手帳を紛失した記憶があるとしているが、

申立人が加入手続をしたとする時期は、オレンジ色の手帳が交付、使用されている時期であり、申立人が当時居住していた区では当該時期に黄土色の手帳が使用されることはないと回答していることから、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年3月まで
私の叔父は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、叔父夫婦の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれたので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の叔父は、夫婦で国民年金に加入し、国民年金制度が発足した昭和36年4月から申立期間を含め、60歳になるまで夫婦そろって保険料を完納していることがオンライン記録で確認でき、叔父夫婦は、国民年金制度を理解し、納付意識も高かったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳の発行日から申立人は昭和42年4月頃に国民年金に加入したと推認でき、同時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能である上、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで
私の母又は父は、私が20歳になった昭和44年*月に私の国民年金の加入手続きを行い、母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和46年1月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人の保険料を納付していたとする母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月頃に夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間を含む約10年間にわたり夫婦共に保険料を納付しており、申立人の両親の納付意識は高かったと考えられるほか、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年2月までの期間、同年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月から6年2月まで
② 平成6年6月及び同年7月

私は、結婚前は国民年金に加入していなかったが、結婚後に夫から勧められて、平成6年8月頃に区役所の出張所で加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。7年9月に会社を辞めてから、遡って納付が可能な未納期間の保険料を納付しようと思い、金融機関か郵便局で納付したので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から平成6年8月頃に払い出されたことが推認できるところ、オンライン記録により、同年4月及び同年5月並びに同年12月から7年9月までの国民年金保険料は現年度納付されているが、6年8月から同年11月までの保険料は現年度納付されていないことが確認できる。

しかし、申立人は、平成7年9月に会社を辞めてから、未納期間の保険料を遡って納付することにしたと説明しており、オンライン記録により、5年9月の保険料を7年10月30日に納付した時点から過年度納付が開始され、申立期間及び現年度納付されている期間を除く5年10月、6年3月及び同年8月から同年11月までの期間の保険料が順番に過年度納付されていることが確認でき、申立人が、遡って納付することが可能な過去の未納の保険料を納付し、継続した納付済期間にしようとしていたことが認められる上、申立期間①は3か月、申立期間②は2か月とそれぞれ短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から57年12月まで

私は、会社を退職した後の昭和44年7月頃に国民年金に加入し、婚姻後も継続して国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、同年11月から45年3月までの保険料については還付されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和44年11月から45年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は44年9月頃に払い出され、この手帳記号番号の特殊台帳及び申立人が当時居住していた町の国民年金被保険者名簿には、当該期間を含む同年7月から45年3月までの国民年金保険料納付記録があり、44年11月30日に資格を喪失したため当該期間の保険料を還付した記録がある。

しかし、申立人は、昭和44年6月に会社を退職して46年12月に婚姻するまでの期間に、再就職、就学、海外居住をしたこともないと説明しており、当該期間について厚生年金保険の加入記録も無いことから、申立人には、婚姻により国民年金の任意加入適用期間となる以前の44年11月に国民年金の資格を喪失する事由が見当たらず、申立期間当時保険料を納付していた同年11月から45年3月までの期間については、納付済期間とする必要がある。

2 一方、申立期間のうち、昭和45年4月から57年12月までの期間については、特殊台帳及び申立人が当時居住していた町の被保険者名簿には保険料の納付及び還付の記録が無い上、同台帳及び同被保険者名簿には申立人が婚姻して転居したとする46年12月以降の住所の記載も無い。また、申立人は、婚姻して転居した際、強制加入から任意加入への種別変更手続を行った記憶が明確ではなく、婚姻

前には前述の資格喪失の手続がなされ、当該期間は未加入期間となっていたことから、手続以降の保険料納付書は作成されていなかったと推察されるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、任意で加入したことにより、昭和 58 年 2 月に新たに国民年金手帳の記号番号が払い出されているが、この手帳記号番号の年金手帳には、初めて被保険者となった日が「昭和 58 年 1 月 24 日」と記載されており、当該期間は未加入期間であり、この手帳記号番号では、制度上、当該期間の保険料を納付することはできないほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 11 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から同年 12 月までの期間、56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 54 年 7 月から同年 12 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで
④ 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで

私は、20 歳（昭和 44 年*月）になった時から金融機関で国民年金保険料を納付してきた。納付を忘れたことはないので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から昭和 51 年 7 月頃に払い出されていると推認できるところ、申立人は、同年 4 月以降厚生年金保険に加入する直前の平成 9 年 7 月まで当該期間を除いて国民年金保険料を継続して納付している上、当該期間の前後の保険料は納付済みとなっており、当該期間はいずれも 6 か月と短期間である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和 44 年*月頃から毎月金融機関で保険料を納付していたと説明しているが、申立人が唯一所持している年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる時点（51 年 7 月頃）では、申立期間①の大部分の保険料は時効により納付することができない上、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと説明している。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和 44 年*月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたこ

とをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年12月までの期間、56年10月から57年3月までの期間及び同年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年10月は20万円、同年11月から11年9月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から12年8月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成10年10月から11年9月までの期間について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、当初、10年10月は20万円、同年11月から11年8月までは24万円と記録されていたところ、同年9月3日付けで、10年11月に遡及して減額訂正され、さらに、11年9月6日付けで、10年10月に遡及して減額訂正された結果、11万8,000円とされていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社においては、160名以上の従業員について、申立人と同様に標準報酬月額の減額訂正処理が行われており、このうち24名については、同社における資格喪失日後に当該処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は当該期間当時、社会保険料を滞納

していたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は同社の役員でないことが確認でき、申立人と同一の業務に従事していた複数の元同僚は、申立人はシステムエンジニアとして勤務しており、社会保険手続には関与していなかったと回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 9 月 3 日付け及び同年 9 月 6 日付けで行われた申立人に係る当該標準報酬月額減額訂正処理は事実上即したものと考え難く、社会保険事務所において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、10 年 10 月は 20 万円、同年 11 月から 11 年 9 月までは 24 万円に訂正することが必要である。

- 2 また、申立期間のうち、平成 11 年 10 月から 12 年 7 月までの期間について、A社においては、当月分の厚生年金保険料を翌月 25 日支給の給与から控除していたと推認できるところ、申立人から提出された「平成 12 年度市民税・県民税特別徴収税額通知書」及び当該期間当時の申立人の給与振込口座を管理する金融機関から提出された「普通預金・納税準備預金・従業員預り金取引推移一覧表」において推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記「平成 12 年度市民税・県民税特別徴収税額通知書」及び「普通預金・納税準備預金・従業員預り金取引推移一覧表」において推認できる厚生年金保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記「平成 12 年度市民税・県民税特別徴収税額通知書」及び「普通預金・納税準備預金・従業員預り金取引推移一覧表」において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成5年11月1日から6年3月31日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月1日であることが認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月1日から6年4月1日まで
② 平成6年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した申立期間①のうち、平成5年11月から6年2月までの標準報酬月額が実際の給与に見合う標準報酬月額より低くなっているとともに、同年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成5年11月から6年2月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、同年3月24日付けで5年11月に遡及して8万円に減額訂正されている上、申立人と同様の処理が、申立人を含む同社の被保険者29名全員に対して行われ

ていることが確認できる。

また、A社の元経理担当者は、当該処理が行われた当時、同社は保険料の滞納を社会保険事務所から指摘され、役員の標準報酬月額を遡って減額訂正したことを記憶している旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月24日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人について5年11月に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年3月31日）より後の同年5月6日付けで、遡って同年3月31日と記録されている上、申立人と同様の処理が、上記標準報酬月額の遡及訂正処理の対象者全員に対して行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の離職日は平成6年3月31日と記録されており、申立人の預金通帳に記載された同社からの給与振込記録からも、当該期間の勤務が確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本から、同社は当該期間も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の遡及処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である同年4月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記遡及処理前のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②について、雇用保険の加入記録並びにA社及びB社の元従業員の供述により、申立人は当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された平成6年分の確定申告書の控えにより、申立期間②における厚生年金保険料の控除が推認できる。

一方、オンライン記録では、B社は平成6年5月1日に適用事業所となっており、当該期間において適用事業所としての記録は無いが、同社に係る商業・法人登記簿謄本により、当該期間において法人格を有していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記確定申告書において推認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 8 年 7 月 26 日まで
A 事務所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されていたところ、A 事務所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 7 月 26 日）の後の平成 8 年 9 月 24 日付けで、遡及して 6 年 7 月から同年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 8 年 6 月までは 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は事業主の元妻であるが、A 事務所に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人の名前は確認できず、さらに、同事務所の元従業員は、申立人は一般事務職として勤務し、社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成 8 年 9 月 24 日付けで行われた申立人の申立期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実在即したものとは考え難く、社会保険事務所において有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 6 月 1 日まで
② 平成 12 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間である申立期間①及びその後の申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が 19 万円となっている。平成 11 年 10 月の定時決定の基礎となる同年 5 月から同年 7 月までの期間のうち、同年 6 月及び同年 7 月については、産休により支払基礎日数が 20 日未満であることから、定時決定の基礎となる期間から除外されるべきであるが、同年 6 月は除外されずに、同年 5 月及び同年 6 月の 2 か月の報酬月額で定時決定が行われている。同年 5 月のみで定時決定を行うのが正しいはずなので、申立期間の標準報酬月額を従前の 26 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立人の申立期間①については、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、事業主からの申出により厚生年金保険料が免除される育児休業期間とされていること（育児休業開始月：平成 11 年 8 月）、及び当該期間の標準報酬月額は 19 万円とされていることが確認できる。

そして、申立期間①の標準報酬月額が 19 万円とされていることについて、年金事務所は、A社から提出された申立人に係る平成 11 年の賃金台帳からみて、同年 10 月の定時決定において、支払基礎日数が不足する同年 7 月を除き、同年 5 月及び同年 6 月の 2 か月の報酬月額を平均したものと考えるとしている。

しかしながら、育児休業期間における標準報酬月額については、平成 7 年 4 月の育児休業期間における厚生年金保険料免除措置の制度開始に伴い、同年 3 月 29 日に発出された旧社会保険庁関係課長通知「健康保険、船員保険及び厚生年金保険の育児休業期間中の保険料免除等の取扱いについて」において、「育児休業開始直前の標準報酬の基礎となった報酬月額に基づき算定した額とすること。」と定められているところ、

申立期間①の標準報酬月額については、事業主から厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき保険料免除の申出があった場合に該当することから、当該通知に基づき決定されるべきものであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、育児休業開始直前の平成11年7月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

2 オンライン記録により、申立人の申立期間②については、育児休業期間の後の期間とされていること、及び当該期間の標準報酬月額は19万円とされていることが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る申立期間②の賃金台帳によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は19万円であることが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録を 28 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 4 月 6 日まで
② 平成 8 年 4 月 6 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間である申立期間①及びその後の申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が 22 万円となっている。平成 7 年 10 月の定時決定の基礎となる同年 5 月から同年 7 月までの期間のうち、同年 7 月については、産休により支払基礎日数が 20 日未満であることから、定時決定の基礎となる期間から除外されるべきであるが、同年 7 月は除外されずに、同年 5 月から同年 7 月までの 3 か月の報酬月額で定時決定が行われている。同年 5 月及び同年 6 月のみで定時決定を行うのが正しいはずなので、申立期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立人の申立期間①については、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、事業主からの申出により厚生年金保険料が免除される育児休業期間とされていること（育児休業開始月：平成 7 年 9 月）、及び当該期間の標準報酬月額は 22 万円とされていることが確認できる。

そして、申立期間①の標準報酬月額が 22 万円とされていることについて、年金事務所は、A社から提出された申立人に係る平成 7 年の賃金台帳からみて、同年 10 月の定時決定において、同年 5 月から同年 7 月までの 3 か月の報酬月額を平均したものと考えるとしている。

しかしながら、育児休業期間における標準報酬月額については、平成 7 年 4 月の育児休業期間における厚生年金保険料免除措置の制度開始に伴い、同年 3 月 29 日に発出された旧社会保険庁関係課長通知「健康保険、船員保険及び厚生年金保険の育児休業期間中の保険料免除等の取扱いについて」において、「育児休業開始直前の標準報酬の基礎となった報酬月額に基づき算定した額とすること。」と定められていること

ろ、申立期間①の標準報酬月額については、事業主から厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき保険料免除の申出があった場合に該当することから、当該通知に基づき決定されるべきものであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、育児休業開始直前の平成 7 年 8 月のオンライン記録から、28 万円とすることが妥当である。

2 オンライン記録により、申立人の申立期間②については、育児休業期間の後の期間とされていること、及び当該期間の標準報酬月額は 22 万円とされていることが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る申立期間②の賃金台帳によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 22 万円であることが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23534

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る従業員台帳、雇用保険の加入記録及びB企業年金基金の加入員記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は申立人に係る資格喪失日を昭和44年5月1日と届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月16日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間についても賞与を支給され、保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与及び社会保険記録を管理するB社が保管している賞与明細書により、申立人は申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月16日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間についても賞与を支給され、保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与及び社会保険記録を管理するB社が保管している賞与明細書により、申立人は申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年12月1日から7年3月24日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から7年3月24日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に比べて低い額になっている。中古住宅購入資金借入申込書から年収が確認できるはずなので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年12月から7年2月までの期間について、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、4年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月24日より後の同年3月28日付けで、遡及して4年12月から6年10月までは8万円、同年11月から7年2月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人は当該期間及び当該訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、申立人は、「弁護士の指示により平成7年3月22日又は23日頃から1週間くらい債権者、会社の者等の外部と連絡を取れないようにしていた。」と供述している。

このことについて、A社の取締役は、「社長は当社が倒産した平成7年3月*日から半年くらい行方不明になり、その間連絡が取れなかった。」旨供述しており、同社の社会保険担当者は、「社長と連絡が取れなくなった時期は、従業員に係る厚生年金保険の資格喪失（資格喪失日：平成7年3月24日）等の手続をする少し前から月末

くらいまでであった。」旨供述している。

また、上記社会保険担当者は、「平成7年3月に手形が不渡りになり、社長がいなくなってしまったので、私が労働基準監督署に相談した後、従業員の厚生年金保険及び雇用保険の脱退手続をした。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成4年4月から同年11月までの期間について、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、6年4月28日付けで、遡及して20万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人は当該期間及び当該訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の社会保険担当者は、「申立人は、代表取締役として会社の経営を行っており、給与の決定や社会保険事務について、業務を執行する責任を負っていた。また、申立人は会社の印鑑を管理しており、社会保険の届出等に関与していた。」と回答している。

さらに、A社における複数の従業員は、「平成4年以降、急に会社の経営がおかしくなった。」旨回答し、一人の従業員は、「平成4年に会社を退職するときには、かなり経営が厳しかった。」旨回答していることから、同社は保険料の支払に苦慮していたことがうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月31日から8年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給料明細書等はないが、申立期間に確かに勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年11月8日）より後の平成8年4月8日付けで、7年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って同年7月31日と記録されており、申立人と同様に17人の従業員（代表取締役等も含む。）の資格喪失日についても遡って同日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は申立期間及び上記遡及喪失処理日において法人事業所であったことが確認できることから、申立期間において、同社は厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は申立期間にA社の社会保険事務担当であったことが確認できるが、複数の取締役の供述によると、同社が適用事業所でなくなった日より後の平成7年末からは、代表者印の管理は取締役が行っていたことが推認できることから、申立人は代表者印を管理しておらず、上記遡及喪失処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保

険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記遡及喪失処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である平成8年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記遡及処理前のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は5万円、19年12月14日は33万円、20年7月15日は34万円、同年12月15日は44万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年12月14日
③ 平成20年7月15日
④ 平成20年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かったため、同社にその旨申し立てたところ、時効で納付できないことを理由に保険料を返された。この返された保険料を同社に返還するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は5万円、19年12月14日は33万円、20年7月15日は34万円、同年12月15日は44万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成16年10月から同年12月までを32万円、17年1月を30万円、同年2月を32万円、同年3月を30万円、同年4月を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月24日から17年5月11日まで
A医院（現在は、B会）に看護師として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成16年10月から17年4月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、16年10月から同年12月までは32万円、17年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの報酬月額に係る届出を行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年9月の標準報酬月額について、上記給与明細書に

において、資格喪失月に保険料が控除されていることが確認できることから、保険料控除方法は翌月控除と推認できるところ、同年 10 月分の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年6月1日から5年10月1日までの期間及び同年12月1日から6年8月31日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年6月から5年9月までは26万円、同年12月から6年7月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年8月31日から7年5月31日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月31日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から8年2月4日まで

A社に勤務した期間のうち、平成6年8月31日から8年2月4日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間のうち、4年6月から6年7月までの標準報酬月額が実際より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年6月から5年9月までの期間について、申立人のA社における4年6月から5年4月までの標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、26万円と記録されていたところ、同年5月19日付けで、4年10月の定時決定が取り消された上で、同年6月に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、平成4年10月までにA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員53人のうち、10人の標準報酬月額についても、申立人と同様に、5年5月19日付けで、遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る平成7年度の滞納処分票において、同年2月17日に経理担当者

と面談し、5年4月及び同年5月の滞納保険料を受領した旨の記載があること、及び当時の事業主も申立期間において保険料の滞納があったと回答していることから、申立期間当時、同社には厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、上記遡及訂正処理日を含む申立期間において、申立人が取締役であったことを確認できず、複数の従業員が、「申立人は申立期間において営業部次長だった。」と回答していることから、申立人は、社会保険事務に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年5月19日付けで行われた上記遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の4年6月から5年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成5年10月及び同年11月の標準報酬月額については、上記遡及訂正処理日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成5年12月から6年7月までの標準報酬月額及び同年8月31日から7年5月31日までの期間について、雇用保険の加入記録によると、A社のグループ統括会社であるB社において、申立人に係る記録が確認できるところ、複数の同僚の供述から、申立人は当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、平成7年5月31日と記録され、また、5年12月から7年4月までの標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年10月31日）の後の8年1月5日付けで、6年10月の定時決定が取り消された上で、資格喪失日が同年8月31日に訂正され、標準報酬月額についても8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は平成8年8月*日に解散しており、6年8月31日から7年5月31日までの期間において、同社は法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所が当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成8年1月5日付けで行われた申立人の資格喪失日及び標準報酬月額に係る上記遡及訂正処理に合理的な理由は

無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た7年5月31日に訂正し、5年12月から7年4月までの標準報酬月額についても9万8,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成7年5月31日から8年2月4日までの期間について、A社は同年8月*日に解散していること、及び申立人も給与明細書等を所持していないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和17年11月1日から20年9月6日までの期間について、申立人のA社（後にB社C工場に名称変更）における資格取得日に係る記録を17年11月1日、資格喪失日に係る記録を20年9月6日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和2年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和17年11月1日から21年4月頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務期間中に召集令状が届き入隊した。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る労働者年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は、A社において昭和17年11月1日に被保険者資格を取得し、その後、同社を吸収合併したB社C工場において19年4月の標準報酬月額が確認できるものの、資格喪失日の記載が無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人に係る厚生年金保険の記録管理が十分に行われていなかったものと認められる。

また、申立人は、A社においての勤務期間中に召集令状が届き入隊したと回答しているところ、地方公共団体から提出のあった申立人に係る陸軍兵籍簿により、昭和20年7月4日に兵役に就いたことが確認できる。

さらに、上記兵籍簿では申立人の復員日が特定できないが、D省E局に保管されていた陸軍部隊調査表によると、申立人が所属していた部隊の復員日は昭和20年9月6日と記録されているところ、申立人は部隊の解散とともに除隊したと回答していることから、申立人の復員日も同日であると推認できる。

なお、当時の厚生年金保険法第59条の2によると、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による時効に

よって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における労働者年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年11月1日、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年9月6日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月6日から21年4月頃までの期間について、申立人は、「復員後はA社では勤務していない。」と回答している上、B社C工場を同年4月1日から統括したF社に係る事業所別被保険者名簿においても、申立人の氏名を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年9月1日から8年1月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年4月21日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年9月から同年12月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年10月11日の後の同年12月2日付けで、7年10月の定時決定の記録が取り消され、同年9月に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、平成7年5月1日に同社の取締役役に就任しているものの、上記減額訂正処理が行われた当時、同社における被保険者資格を喪失している上、同社の事業主が自分で当該減額訂正処理を行ったことを認めていることから、申立人は当該減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該期間に係る標準報酬月額について遡って減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成8年1月から同年3月までの標準報酬月額について、同年1月の随時改定により9万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の

処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、「入社から退職まで給与額は変わらなかった。」としているが、給与明細書を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社の事業主は、資料を保管していないため、申立人に係る報酬月額等については不明としている。

加えて、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正等の形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和26年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和元年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年7月1日から同年9月1日まで

A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A社B営業所に昭和26年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、8,000円とすることが妥当である。

一方、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社同営業所は、昭和26年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるが、当該日における被保険者は10人であり、申立人は、申立期間において自分を含めて9人が継続して勤務していたことを記憶しているところ、当該9人は、同年9月1日にC社（A社とその親会社であるD社が合併して発足した事業所）において被保険者資格を再取得していることから、申立期間においてA社B営業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B営業所は申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年11月から4年6月までは53万円、同年7月から同年11月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年12月31日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額より大幅に低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、当初、平成3年11月から4年6月までは53万円、同年7月から同年11月までは26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月31日の後の5年1月7日付けで、4年7月の随時改定及び同年10月の定時決定の記録が取り消され、3年11月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立人の氏名は見当たらず、同社の複数の従業員は、「申立人は営業として勤務しており、社会保険事務に関与していなかった。」旨述べていることから、申立人は上記減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額について遡って減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年11月から4年6月までは53万円、同年7月から同年11月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年7月から同年11月までの期間について、申立人は、「入社から退職まで給与額は変わらず60万円だった。」としているが、給与明細書を

もらっておらず、給与振込先の金融機関を覚えていないとしていることから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社の経理担当者は、B社の事業主がA社の給与計算及び社会保険手続も行っていたとしていることから、B社に係る商業・法人登記簿謄本に記載されている事業主に申立人に係る報酬月額等について照会したものの、宛先不明で戻ってきたため、確認できなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23551 (事案 9521 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月15日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月15日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月15日から同年6月1日まで

前回、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いとして第三者委員会に記録訂正を申し立てたが、一部の期間しか認められなかった。その後、他の第三者委員会に厚生年金保険の加入記録の訂正を申し立てた同僚が、申立期間当時の給料明細書を所持していると聞いたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の元同僚の回答により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことがうかがえるものの、i) 上記複数の同僚も申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、ii) 同社の元事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同訂正届により、申立人の資格取得日が昭和43年6月1日に訂正されていることが確認できること、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険被保険者番号に欠番は無く、事務処理に不自然な点は見当たらないこと、iv) 申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人は、他の第三者委員会に厚生年金保険の加入記録の訂正を申し立てた同僚が申立期間当時の給料明細書を所持しているとの新たな情報が得られたとしているところ、A社において申立期間当時、営業事務に

従事していた同僚が所持する給料明細書により、申立期間のうち、昭和43年1月15日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、同僚の一人が、「B社は経営状況が悪くなり、同社の従業員がA社に移ったことにより同社が設立された。」旨供述しているところ、オンライン記録により、申立人と同様に、昭和43年1月15日にB社において資格を喪失し、同年6月1日にA社において資格を取得している者は、申立人を含め23人確認できるほか、上述のとおり、複数の同僚の回答により、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、申立人及び複数の同僚の供述から、申立期間に同社において、少なくとも20人の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間のうち、昭和43年1月15日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿において確認できる申立人の資格取得時における標準報酬月額の訂正の形跡及び元事業主が提出した厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年5月1日から同年6月1日までの期間については、元事業主から回答を得ることができない上、上記同僚は当該期間の給料明細書を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年4月29日）及び資格取得日（昭和37年5月22日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月29日から37年5月22日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は、A社において昭和36年3月10日に資格を取得し、同年4月29日に資格を喪失後、37年5月22日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

このことについて、A社に照会したところ、同社は申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない旨回答している。

しかしながら、申立人と同時期にA社B支店において勤務していた同僚3人の供述から、申立人は申立期間において、同社同支店に継続して勤務していたことが認められる上、当該3人は、申立人は申立期間における業務内容及び勤務形態に変更は無かった旨供述している。

また、上記同僚のうちの一人は、「自分は、昭和35年2月頃、申立人と一緒にA社B支店に採用され、アルバイト事務員として申立人と同じ業務をしていた。当時、アルバイト事務員には厚生年金保険の適用は無かったが、36年3月10日からアルバイト事務員にも厚生年金保険が適用されるようになり、申立人と自分は厚生年金保険に加入し

た。」と供述しているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該同僚は、昭和36年3月10日に被保険者資格を取得し、離職したとする同年11月16日まで被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿により、申立人が被保険者資格を取得した昭和36年3月10日に87人が被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうち住所の判明した35人に照会したところ、回答があった23人のうち10人（B支店の同僚及び別支店勤務者）は申立人と同職種のアルバイト事務員であった旨回答している上、当該10人全員に係る資格取得日から離職したとする時期までの被保険者期間は継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年4月から37年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から2年10月1日まで
A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第86号）の施行により、平成元年12月から標準報酬月額の最高等級の引上げ等が行われ、これに伴い、都道府県知事宛て社会保険庁運営部長通知「国民年金法等の一部を改正する法律等による改正後の国民年金法等の施行について」（平成元年12月22日、庁保発第23号）において、当該措置に該当する者については、社会保険事務所が把握する報酬月額に基づいて標準報酬月額の改定を社会保険事務所が職権で行うこととされている。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成元年10月の定時決定により47万円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、上記の法律改正に伴う標準報酬月額の等級改定により53万円となっていることが確認できる。

なお、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらのことから、社会保険事務所は、平成元年12月に職権による標準報酬月額の改定を行っていないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）について改定を行わなかったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和52年3月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月22日から同年4月1日まで

A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社の入社前研修を受けていた期間であり、厚生年金基金の記録では、申立期間における加入が確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の入社前研修を受けていたとする従業員の供述により、申立人は申立期間において、同社で研修を受けていたことがうかがえる。

また、B社から提出のあった厚生年金基金及び健康保険組合の加入記録によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和52年3月22日であることが確認できる上、同社は、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所に係る届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

さらに、A社の県内各支店の事業所別被保険者名簿において、申立人と同性、同学年で、同期入社と考えられる10人の資格取得日は、全て昭和52年3月22日とされていることが確認できることから、同社では入社前研修期間においても厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社C支店において昭和52年3月22日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記厚生年金基金の加入員記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から57年10月1日まで
A社（現在は、B社）本店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本店の事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、26万円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、昭和56年10月の定時決定により28万円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（28万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 2 日から 48 年 9 月 1 日まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、5万6,000円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、基金加入員資格を再取得した昭和47年8月に6万円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（6万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を5万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から47年9月1日まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、3万9,000円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、昭和46年9月の随時改定により5万2,000円となったことが確認できる。

また、B社が提出した申立人に係る「厚生年金保険被保険者台帳」によれば、「C支店 46.9月変 52千円」という記載が確認できる上、同社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（5万2,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和57年5月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月26日から同年5月26日まで

A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった申立人に係る個人基本情報により、申立人は申立期間にA社に継続して勤務（昭和57年5月26日に同社C支店から同社D支店に異動）していたことが確認できる。

また、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員台帳によれば、申立人のA社C支店における資格喪失日及び同社D支店における資格取得日は、いずれも昭和57年5月26日とされていることが確認できるところ、B社は、申立期間当時の社会保険事務所及び厚生年金基金への届出書について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社C支店において昭和57年5月26日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記加入員台帳の記録から、19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、昭和50年7月の随時改定により11万円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（11万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

東京厚生年金 事案 23560

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月1日から同年10月1日まで
A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、28万円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、基金加入員資格を再取得した昭和57年5月に30万円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成16年2月から同年9月までを34万円、同年10月から18年6月までを36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和53年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年2月1日から18年7月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い。

給与額は平成16年2月から17年3月までは35万円、同年4月から18年6月までは36万円だった。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人の申立期間における保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年2月から同年9月までは34万円、同年10月から18年6月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う

標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、申立人に係る平成16年及び17年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びに18年7月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届にA社の社印が押されており、それぞれの届出書に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、事業主は当該給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年11月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月1日から57年10月1日まで
② 平成5年11月30日から6年11月1日まで
③ 平成14年3月1日から18年11月7日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いが、当該期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間③について、厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額が、実際に受け取っていた額より少ないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は当該期間についてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人について、平成6年10月の定時決定が一旦記録されているものの、7年1月4日付けで、遡って、当該定時決定の記録が取り消された上、5年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われている。

また、オンライン記録によると、A社における標準報酬月額について、平成6年10月の定時決定が行われている4名及び同年8月の随時改定が行われている1名について、申立人と同様に、7年1月4日付けで、遡って、当該定時決定又は随時改定の記録が取り消された上、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を5年11月30日とする処理

が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、上記処理が行われた当時、同社は、健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金を滞納しており、社会保険事務所（当時）の担当者から再三、納付について指導を受けていたことが確認でき、社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえる。

なお、申立人について、A社の複数の元従業員が、「申立人は、社会保険業務に携わっていなかった。」と供述していることから、申立人が上記処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成5年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である6年11月1日とすることが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年10月のオンライン記録及び上記処理前の6年10月の定時決定の記録から、47万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた当該期間の標準報酬月額は26万円と記録されているが、実際に受け取っていた給与額は、これよりも高いと主張している。

しかしながら、A社は、当該期間当時の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない旨回答している上、同社の代表取締役は既に死亡し、当該期間当時の社会保険事務担当者も連絡が取れないため、当該期間当時の状況を確認することができず、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人の申立期間①における標準報酬月額について、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のA社における昭和56年4月の資格取得時及び同年10月の定時決定の2回にわたり26万円と記録されているところ、当該記録について訂正された形跡等は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない上、当該2回の申立人に係る報酬月額の届出を社会保険事務所が2回とも誤って記録したとは考え難い。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、B社に勤務していた当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額が、実際に受け取っていた給与額及び賞与額よりも低いと主張している。

しかしながら、B社から提出された申立人に係る平成13年分から18年分までの源泉徴収簿に記載されている社会保険料等の金額から算出した厚生年金保険料控除額に見

合う標準報酬月額及び標準賞与額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額と一致していることが確認できる。

また、B社が加入しているC健康保険組合における健康保険適用台帳（履歴）によると、申立人の同社における標準報酬月額及び標準賞与額は、当該期間を含み全てオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月14日は26万1,000円、20年6月13日は21万1,000円、同年12月15日は22万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年6月13日
③ 平成20年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給与支給明細書（賞与）を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書（賞与）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成19年12月14日は26万1,000円、20年6月13日は21万1,000円、同年12月15日は22万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年9月1日から8年2月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年2月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成6年7月1日から8年2月1日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から8年3月1日まで

A社が経営していたB店に勤務した期間のうち、平成7年9月1日から8年3月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無く、6年7月から7年8月までの標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年9月1日（後に平成8年3月1日に訂正）より後の8年3月18日付けで、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は7年9月1日と記録されており、また、6年7月から7年8月までの標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、遡及して6年7月から同年10月までは8万円、同年11月から7年8月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できるほか、複数の被保険者の標準報酬月額についても、8年3月15日付け又は同年3月18日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立人は、平成8年1月31日までA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時に閉鎖されておらず、法人事業所であったことが確認できることから、上記処理日において、同社

は、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が平成8年3月18日付けで行った申立人に係る資格喪失処理及び標準報酬月額の遡及減額訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である同年2月1日に訂正し、6年7月から8年1月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成8年2月1日から同年3月1日までの期間について、申立人は、A社が経営していたB店の最終営業日に退職したと供述しているところ、同社の元事業主及び申立人が記憶する元上司に照会したが、回答は無く、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該B店の業務委託元であったC社から提出された業務委託契約に関する覚書によると、当該業務委託契約の解約日は平成8年2月14日であることが確認できることから、当該B店が同年2月29日まで営業していたとは考え難い。

なお、A社の複数の元従業員に照会したが、同社が経営していたB店の最終営業日を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月及び46年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月及び46年1月

私は、昭和45年12月末に会社を退職後、友人から国民年金を継続するように勧められたので、自身で国民年金の再加入手続を行い、区役所内の金融機関窓口で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成元年6月26日に国民年金被保険者期間として資格記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加までは国民年金の未加入期間であり、当該記録追加時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金被保険者資格喪失の届出及び保険料の納付額に関する記憶が明確ではないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 50 年 6 月までの期間、52 年 4 月から同年 9 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間、54 年 1 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 59 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 50 年 6 月まで
② 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 54 年 1 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 54 年 10 月から 59 年 6 月まで

私の母は、私が 20 歳の時（昭和 43 年*月）に私の国民年金の加入手続を行い、私が 57 年 4 月に結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、夫が勤務していた会社が、夫の給与からの天引きにより夫婦の保険料を一緒に納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 43 年*月頃に母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、52 年 7 月頃に払い出されていることが推認でき、同時点で申立期間①の大部分の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和 43 年*月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたとする母親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、保険料の納付状況は不明である。

2 申立期間②、③、④及び申立期間⑤のうち申立人が結婚する前の昭和 54 年 10 月から 57 年 3 月までの期間については、オンライン記録により、申立人の保険料を納付してくれていたとする母親の納付記録と申立人の納付記録を比較すると、当該期間の大部分について、申立人の母親は、任意未加入又は未納となっている一方、申立期間④と⑤の間の 3 か月間は、母親が未加入で申立人は保険料が納付済み、申立期間⑤のうち、55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 57 年 3 月までの期間は、母親は保険料が納付済みで、申立人は保険料が未納となっており、母親の納付記録と申立人の納付記録は一致しない。

また、申立人の当該期間の保険料を納付していたとする母親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、保険料の納付状況は不明である。

3 申立期間⑤のうち昭和 57 年 4 月から 59 年 6 月までの期間については、申立人は、夫が当時勤務していた会社が、夫の給与から夫婦の保険料を天引きして納付してくれていたとしているが、夫は当該期間のうち 57 年 4 月から同年 7 月までの期間は厚生年金保険に加入しており、当該期間は夫が夫婦の保険料を納付してくれていたとする会社に転職する前の期間であり、申立人及びその夫は、当該期間の保険料を納付したことはなく、保険料の納付状況は分からないと説明している。

また、申立人の夫は、夫婦の保険料を納付してくれていたとする会社に昭和 59 年 11 月まで勤務していたと説明しているが、オンライン記録により、同年 7 月から同年 11 月までの期間の保険料については、夫は同年 8 月及び同年 10 月に現年度納付しているのに対し、申立人は過年度納付していることが確認でき、夫婦の納付時期に違いがみられる。

さらに、上記会社の事業主は、当時の状況を全く記憶していないと述べている上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、保険料の納付状況は不明である。

4 そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から38年4月までの期間、同年8月から39年10月までの期間、同年12月、40年4月から44年12月までの期間、45年4月、46年9月から同年12月までの期間、47年8月から51年8月までの期間、52年4月、同年8月から同年11月までの期間、53年12月から平成元年7月までの期間、2年3月、同年4月、3年3月から6年1月までの期間及び9年9月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から38年4月まで
② 昭和38年8月から39年10月まで
③ 昭和39年12月
④ 昭和40年4月から44年12月まで
⑤ 昭和45年4月
⑥ 昭和46年9月から同年12月まで
⑦ 昭和47年8月から51年8月まで
⑧ 昭和52年4月
⑨ 昭和52年8月から同年11月まで
⑩ 昭和53年12月から平成元年7月まで
⑪ 平成2年3月及び同年4月
⑫ 平成3年3月から6年1月まで
⑬ 平成9年9月から11年3月まで

私の母は、私が20歳になったとき（昭和36年*月）に、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①から⑨までの国民年金保険料を納付してくれた。また、申立期間⑩から⑬までの保険料は私が納付した。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③、④、⑤及び申立期間⑥のうち昭和46年9月については、

申立人は、母親が 36 年*月頃に加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、46 年 12 月頃に払い出されていることが推認でき、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、36 年*月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記手帳記号番号の最初の資格取得日は、平成 23 年 11 月に昭和 46 年 10 月 1 日から同年 9 月 30 日に記録訂正されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録訂正が行われるまで同年 9 月以前は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の事情を聴取することができないため、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

2 申立期間⑥のうち昭和 46 年 10 月から同年 12 月までの期間並びに申立期間⑦、⑧及び⑨については、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の事情を聴取することができないため、保険料の納付状況は不明である上、当該期間は 57 か月と長期間である。

3 申立期間⑩、⑪及び申立期間⑫のうち平成 4 年 1 月以前の期間については、最初に払い出された手帳記号番号において、オンライン記録上、申立人は昭和 55 年 12 月に不在被保険者となっていることが確認でき、56 年度以降は申立人に納付書が交付されていないと認められる上、二回目に払い出された手帳記号番号は、その前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、平成 6 年 3 月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間⑩及び⑪並びに申立期間⑫のうち 4 年 1 月以前の保険料は時効により納付することができない。

4 申立期間⑬のうち平成 4 年 2 月以降の期間及び申立期間⑭については、申立期間⑬直後の 11 年 4 月以降の保険料も未納となっているほか、当該期間は 43 か月と長期間である。

また、申立期間⑬は、オンラインシステムが導入された後の期間であり、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られている上、平成 9 年 1 月からは基礎年金番号制度が導入されていることから、申立期間⑬において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

5 そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13390 (事案 12763 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

私は、平成4年2月頃に、国民年金の免除申請手続と国民健康保険の加入手続を区役所で一緒に行い、その頃に国民健康保険を使用して入院し、入院保険金ももらった。前回の申立てに対する通知文で、国民健康保険への加入の届出日が同年7月6日であるとして記録訂正が認められていないのは納得できない。再調査の上、申立期間を免除期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、平成4年2月頃に国民健康保険料の減免申請の手続と一緒に申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を行ったと主張しているが、i) 申立期間当時に申立人が住民登録をしていた区は、申立人の国民健康保険加入履歴について、申立人は、加入の届出を同年7月6日に行い、同年2月1日に遡って被保険者資格を取得していると回答しており、同届出時点で、申立期間は、国民年金保険料の免除承認の対象外の期間となること、ii) 申立期間に係る保険料の免除申請及び申請に基づく承認が行われたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、24年2月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間頃に国民健康保険を使用して入院し、任意の保険契約に基づき保険金をもらっているので、申立期間頃に国民健康保険に加入しているはずであり、国民健康保険の資格取得日が平成4年2月1日となっているが、加入の届出日が同年7月6日となっていることを理由として記録訂正されないのはおかしいと主張しているが、上記区は、「国民健康保険の加入手続が遅れても、資格取得日を遡ることはある。」と回答している。

また、申立人が主張するとおり、申立人が保険金を請求した会社から提出された

入院証明書（診断書）により、申立人が平成4年2月に入院していたことは確認できたが、当該会社は、保険金請求書には被保険者が加入する公的健康保険の種類を申告する欄は無いと回答している上、申立人が入院した医療機関は、「申立人に係るカルテは既に廃棄した。」と、また、上記区は、「レセプトの保存期間は5年であり、申立人のレセプトの存在については確認できない。」とそれぞれ回答していることから、申立人が申立期間中に国民健康保険に加入していたかどうかは不明である。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から47年5月まで
私の母は、昭和40年7月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が会社勤めをするまで国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が昭和40年7月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳の発行日及び同手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の払出簿による払出時期から48年8月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、申立期間のうち、46年6月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和40年7月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は、保険料の納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 11 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 61 年 3 月まで
私は、昭和 50 年 11 月頃に自宅に来た市職員に勧められて、国民年金に任意加入し、付加保険料納付の申出をした。加入後は付加保険料も含めて国民年金保険料を納付していた。申立期間の付加保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市職員の勧めで、昭和 50 年 11 月頃に国民年金に任意加入した際、付加保険料納付の申出を行い、国民年金の定額保険料と付加保険料を納付していたと説明しているが、申立人に係る特殊台帳（紙記録）には付加保険料納付の申出に係る記載は無く、申立期間については定額保険料のみの納付記録となっている。

また、申立人が申立期間当時に居住していた市は、定額保険料と付加保険料を 1 枚の納付書で納付する方法であったと思われると回答していることから、定額保険料と付加保険料を 1 枚の納付書で納付したにもかかわらず、行政側が長期間にわたり付加保険料納付について処理誤りをしていたとは考えにくい。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から50年3月まで
私の父は、私が20歳になった昭和46年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料を納付したことになっていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が昭和46年*月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同年同月頃に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は、保険料の納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年2月までの期間、平成9年9月及び10年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月
② 昭和47年9月から48年2月まで
③ 平成9年9月
④ 平成10年2月

私は、納付時期は覚えていないが、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したはずである。納付していないのであるなら、過去に保険料を還付する旨の通知を受けたが還付金を受領していないので、当該還付金で納付したことにしてほしい。また、申立期間③及び④の保険料は、社会保険事務所（当時）の職員から納付期限を過ぎているので納付できないと言われ納付していないが、当該還付金で納付したことにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人には国民年金手帳記号番号が二回払い出されており、最初の手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和44年4月頃に払い出されていることが推認できるところ、当該手帳記号番号の特殊台帳では、申立人は、46年5月1日に被保険者資格を喪失しているが、その後の資格記録が確認できない。

また、二つ目の手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和51年10月頃に払い出されていることが推認できるところ、申立人が所持する当該手帳記号番号が記載された年金手帳及び当該手帳記号番号の年度別納付状況リストでは、初めて被保険者となった日は47年9月1日となっており、申立期間①は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、保険料の納付時期に関する記憶が明確ではないことから、

保険料の納付状況は不明である上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間③及び④については、申立人は、当該期間の保険料を納付していないことを認めている。
- 3 申立人は、過去に保険料を還付する旨の通知を受けたが当該還付金を受領していないので、当該還付金を申立期間の保険料に充当してほしいと主張しているが、オンライン記録により、上記還付に係る過誤納発生日は平成 20 年 12 月 15 日及び 23 年 1 月 18 日となっていることが確認でき、当該過誤納発生時点では時効により当該過誤納金を申立期間の保険料に充当することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月
② 昭和 52 年 5 月及び同年 6 月

私は、退職した翌日の昭和 52 年 4 月 1 日に当時居住していた区の区役所で、国民年金の加入手続を行い、同時に申立期間（合計 3 か月分）の国民年金保険料を納付した。窓口で、同月中に婚姻届を転居先の市に提出する予定である旨を話したところ、国民年金手帳記号番号が記載されていない領収書と転居先での年金手帳の発行を依頼するメモを受け取った。転居先の市役所で婚姻届を提出した同年 4 月 * 日に、当該領収書とメモを提出して国民年金の任意加入の手続を行い、年金手帳の交付を受けたが、提出した領収書及びメモは戻してもらえなかった。申立期間①の保険料が未納で、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月 1 日に当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行い、同時に申立期間（合計 3 か月分）の国民年金保険料を納付し、同月内に他市に転居し、婚姻届を提出する予定である旨を話したところ、国民年金手帳記号番号が記載されていない 3 か月分の領収書及び転居先での年金手帳の交付を依頼するメモを受け取ったと主張しているが、行政側が手帳記号番号を払い出さずに保険料を収納することは制度上あり得ない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 3 年 11 月までの期間及び 4 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月から平成 3 年 11 月まで
② 平成 4 年 1 月から同年 12 月まで

私の母は、私が 20 歳で大学生の頃、私の国民年金の任意加入手続を行い、以後は平成 8 年 4 月に就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。私と同様に、母が、就職するまでの期間の保険料を納付していた妹と弟の保険料は、全て納付済みとなっているのに、私の申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 63 年*月頃に母親が国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人が母親から受け取ったとする年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、平成 4 年 3 月 12 日に払い出されており、申立内容と一致しないほか、当該年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者となった日が「平成 3 年 12 月 23 日」、被保険者でなくなった日「平成 4 年 1 月 11 日」、次に被保険者となった日「平成 5 年 1 月 4 日」と記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間は学生であったと説明しており、申立期間①のうち、昭和 63 年*月から平成 3 年 3 月までは、制度改正に伴い学生が国民年金の強制加入被保険者となる前の任意加入適用期間であるほか、申立人の改製原戸籍の附票によると、申立期間①のうち 3 年 2 月 19 日から同年 12 月 22 日までの期間及び申立

期間②については、海外に居住していたことが確認でき、当該期間は海外在住による国民年金の任意加入適用期間であることから、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①は、制度上、遡って任意加入し保険料を納付することができない期間であり、この任意加入適用期間は、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録の申立期間①及び②の未加入期間と一致していることから、当該期間が未加入期間とされていることに不自然さは見られないなど、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成2年3月まで

私は、勤め先を昭和60年10月に退職し、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、退職後間もなく国民年金保険料の支払通知書と納付書を郵送で受け取った。その当時は、無職だったため、保険料を納付することができなかったが、62年11月にアルバイトを始めて収入を得たので、同年12月に区役所出張所で保険料を2、3か月分納付し、その後は、毎月同出張所で保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立期間直後の平成2年4月に厚生年金保険に加入した際に払い出された厚生年金保険の記号番号が、9年1月に基礎年金番号として付番されており、申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が無く、申立期間直後の平成2年4月に厚生年金保険に加入した際の国民年金の資格喪失手続及び申立期間の保険料の納付額に関する記憶も明確でない。

さらに、申立人は、申立期間当時に年金手帳を受け取った記憶が無く、現在所持している厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持したことはないと説明しており、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から40年2月までの期間及び43年2月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から40年2月まで
② 昭和43年2月から51年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和36年*月頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間①は大学生であった。申立期間②は海外居住中であったが、上の姉二人から母が私の保険料を納付していると聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと説明しているが、申立人は加入手続き及び保険料の納付に直接関与していなかったことから、申立人に聴取しても、加入手続き及び保険料の納付についての具体的な状況が不明であり、申立人の母親及び母親から話を聞いたとする姉二人から当時の状況を聴取することができないため、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述が得られない。

申立期間①については、申立人は、申立人が20歳になり学生であった昭和36年*月頃に母親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は40年1月16日に払い出されている上、申立人が所持する申立人が申立期間①当時に居住していた区が年金手帳送付時に同封したと思われる文書「国民年金手帳の送付について」及び当該区の区報(40年2月1日発行)には、当該区役所からの国民年金の加入資格調査(39年12月実施)に基づき国民年金の被保険者に該当するものに国民年金手帳が送付されたことが明記されており、申立人の手帳記号番号は職権で払い出され、年金手帳が送付されたものと推察されることから、加入手続きにより国民年金の被保険者になったとする申立内容と一致し

ない。

また、申立人は所持する国民年金手帳の昭和 36 年度、37 年度及び 38 年度の国民年金印紙検認の台紙が切り取られているのは、母親が保険料を納付した証拠であると主張しているが、当該手帳が発行された 40 年 1 月 16 日時点で印紙検認により納付することができない現年度分の印紙検認の台紙を手帳発行時に区役所で切り取った上で送付したものであり、台紙が切り取られていることは保険料を納付したことを示すものではないことに加え、39 年度、40 年度及び 41 年度の国民年金印紙検認の台紙には国民年金印紙が貼付されておらず、切り取りもされていないため、当該年度の保険料の納付を確認できる資料とはならず、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は当該期間内の昭和 47 年 10 月から同年 12 月までの期間の未使用の現年度分の保険料の納付書を所持しており、この 3 か月間の保険料は現年度納付されていなかったと推察される。

また、申立人は当該期間当初の昭和 43 年 4 月から 50 年 4 月までの期間は海外に居住していたと述べており、申立人の戸籍の附票によると、申立人は当該期間内の同年同月 28 日に現在も居住している区に転入していることが確認できる。申立期間当時、海外在住期間は国民年金の適用除外期間となるが、申立人の国民年金手帳の記号番号払出簿及び年度別納付状況リストには、申立人は強制加入被保険者のまま不在者とされていた旨の記載があることから、海外居住に伴う国民年金の資格喪失届が適切に行われていなかったものと推察され、当該期間に係る資格取得及び資格喪失記録は平成 13 年 8 月 27 日に記録追加されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の学生期間の国民年金保険料を納付したと言っている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に学生であったと説明していることから、申立期間は国民年金の任意加入適用期間であり、国民年金保険料を納付するには任意加入手続を行う必要があるが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続時期及び保険料の納付額に関する記憶が明確でなく、申立期間が任意加入適用期間であったことに関して、「知らなかった。」としている。

また、申立人が保有している年金手帳の記号番号は、厚生年金保険の記号番号に基づいて平成9年1月に付番された基礎年金番号のみで、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、上記基礎年金番号では、申立期間に遡って国民年金に任意加入し保険料を納付することができない。

さらに、申立人はほかの年金手帳を所持していた記憶も明確でなく、申立人の母親も、申立期間当時の申立人の年金手帳に関する記憶は明確でないなど、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月及び同年 4 月

私は、平成 16 年 2 月末に勤め先を退職したが再就職先が未定であったため、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続及び健康保険の任意継続手続を行った。その後、再就職するまでの 2 か月間の国民年金保険料を社会保険事務所又は郵便局で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したのは社会保険事務所だったか郵便局だったか記憶が定かでないとして述べており、保険料の納付場所に関する記憶が明確でない。

また、申立人は平成 16 年 2 月末日に厚生年金保険適用事業所を退職し、退職後すぐに国民年金への切替手続を行ったと説明しているが、申立人には、同年 3 月 1 日を勧奨事象発生日として、第 1 号・第 3 号被保険者資格取得勧奨が行われ、17 年 8 月 23 日には未適用者一覧表が作成されていることが確認でき、当該一覧表作成時点で厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われていなかったものと考えられる上、オンライン記録では、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 56 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 47 年 7 月から 56 年 1 月まで

私の妻は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から、夫婦二人の国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が国民年金保険料を納付してくれていたと説明しているところ、申立人及びその妻は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から申立期間①前の約 10 年間及び申立期間①と②の間の 47 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月間について、夫婦共に保険料が納付済みとなっているが、申立期間①及び②（妻の 55 年 4 月から 56 年 1 月までの申請免除期間を除く。）は夫婦共に保険料が未納となっている。

また、申立期間は、127 か月と長期間であり、申立人及びその妻が居住していた区において申立人及びその妻に係る保険料の収納を長期にわたり誤って管理していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から48年12月まで
私は、20歳になった頃(昭和42年*月頃)に自分で国民年金の加入手続きを行い、区から送付されてきた納付書で、区役所又は郵便局で国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年*月頃に国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、48年12月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点で、申立期間の大半の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和42年*月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、区から送付されてきた納付書で保険料を納付していたと思うと説明しているが、区広報誌(昭和46年4月10日)により、昭和46年4月から保険料の納付方法が印紙検認方式から区送付の納付書による自主納付方式に変更されたことが確認できるところ、申立人は、申立期間の過半を占める印紙検認方式による納付に係る記憶が無い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から59年3月まで

私の母は、昭和46年5月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。婚姻後は、妻が私の口座から夫婦二人の保険料を一緒に口座振替で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和46年5月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、59年6月頃に夫婦連番で払い出されたと推認でき、当該払出時点で、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和46年5月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとする母親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、当時の納付状況は不明である。

加えて、申立人は、昭和51年11月に婚姻した後は自分の金融機関口座から夫婦二人の保険料を口座振替で納付していたと説明しているが、金融機関から提出された申立人口座の決算明細表（昭和51年1月から59年12月までの期間）において、国民年金保険料が口座振替されている記録は確認できない上、申立人夫婦は、保険料を遡って納付したことはないと説明している。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、
申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から59年3月まで

私は、会社を退職した後の昭和49年9月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は金融機関で納付していた。婚姻後は、夫の口座から夫婦二人の保険料を一緒に口座振替で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、59年6月頃に夫婦連番で払い出されたと推認でき、当該払出時点で、申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和49年9月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和51年11月に婚姻した後は夫の金融機関口座から夫婦二人の保険料を口座振替で納付していたと説明しているが、金融機関から提出された夫の口座の決算明細表（昭和51年1月から59年12月までの期間）において、国民年金保険料が口座振替されている記録は確認できない上、申立人夫婦は、保険料を遡って納付したことはないと説明している。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から61年3月まで

私は、昭和52年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付し、結婚後は私か妻が集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、自宅に来た集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金の加入手続を行ったときに居住していたA区及び婚姻前後に居住していたB区は、申立期間当時は原則納付書方式による自主納付であったと回答しているが、A区は現年度保険料が未納の被保険者に対して訪問集金を、また、B区は収納率を上げるために例外的に未納者に対して訪問集金を行っていたと回答している。

しかし、両区とも訪問頻度や訪問対象については、当時の資料が無いことから不明と回答している上、申立人及びその妻は、集金人の訪問頻度、訪問時期及び訪問時の納付額に関する記憶が明確でないことから、納付の状況は不明である。

また、申立期間は、105か月と長期間であり、例外的に行われていた集金人による現年度保険料の収納を長期にわたり誤って管理していたとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 21 年 10 月から 22 年 2 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 10 月から 22 年 2 月まで
私は、自分の金融機関の口座から毎月月額国民年金保険料相当額を引き出し、コンビニエンスストアで納付していたにもかかわらず、父から申立期間の保険料を納付するよう言われ再度納付した。重複納付となっている申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付したと説明しているが、コンビニエンスストアに保険料を納付した場合、納付書に印字されたバーコードを読み込ませ、その情報がコンビニエンスストア本部に収録され、定期的に日本年金機構本部に送信されることになっているところ、同機構本部は、申立期間に係るコンビニエンスストア本部からの速報データ及び確定データを調査したが、申立人の納付は確認ができなかったと回答している。

また、申立人は自分の口座から月額保険料相当額を毎月引き出し、納付していたと説明しているところ、金融機関から提出された取引明細書により申立期間については月額保険料相当額の出金は確認できず、8回にわたり1万円から3万円までを出金（出金合計額は、18万円）し、申立期間の合計保険料額（7万3,300円）を支払うことはできるものの、各出金の用途については不明である。

さらに、オンライン記録により、申立人に対し、平成 22 年 2 月 25 日から 23 年 1 月 18 日までに複数回納付書が発行されたことが確認できるところ、申立人から提出された申立期間に係る月額納付書・領収（納付受託）証書（23 年 1 月 28 日発行）において、「未納」の表示が確認できる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

加えて、平成 14 年 4 月からは国民年金保険料収納事務が国に一元化され、年金記録に収録される納付データは、基本的に保険料を収納した金融機関等からの電磁的データをもって収録されていることから、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13409 (事案 12409 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については重複して納付していたものと認めることはできず、同年同月、6 年 1 月、同年 3 月、同年 7 月、7 年 4 月から同年 9 月までの期間、8 年 6 月から同年 9 月までの期間、9 年 4 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から 11 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から平成元年 5 月
② 平成元年 5 月
③ 平成 6 年 1 月
④ 平成 6 年 3 月
⑤ 平成 6 年 7 月
⑥ 平成 7 年 4 月から同年 9 月まで
⑦ 平成 8 年 6 月から同年 9 月まで
⑧ 平成 9 年 4 月から同年 9 月まで
⑨ 平成 9 年 11 月から 11 年 11 月まで

私は、結婚した翌月の平成元年 5 月から経済的に国民年金保険料を納付することができるようになり、区役所に電話すると、集金人が来て、「保険料の支払が遅れている期間、忘れて納付していない期間について、二年分の保険料は集金しましょう。」と説明された。集金人は、定期的ではないが店に来てくれ、保険料を納付すると、持参した台帳にハンコを押していた。申立期間②から⑨までの保険料が未納となっているのは納得できない。

また、申立期間①については、夫が保険料を納付書で納付していたが、私もそれとは別に前述の方法で集金人に保険料を納付しており、重複納付となっているので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立期間②から⑨までに係る申立てについては、i) 申立期

間②は、オンライン記録により、当該期間の国民年金保険料は、平成3年7月8日に納付されたが、既に時効を経過していたことから元年6月分の保険料に充当されていることが確認できること、ii) 申立期間③から⑨までは、申立期間が7回、計44か月に及んでおり、当該期間において住所の変更がないことを踏まえると、当時居住していた区及び社会保険事務所（当時）において、これだけの回数及び期間の収納事務を誤るとは考え難い上、保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、23年11月2日付けで当該期間に係る年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っているところである。

今回、申立人は、申立期間②から⑨までに加えて、申立人の夫が納付書で納付していた申立期間①についても、自身が集金人に保険料を納付していたので、重複納付となることから保険料を還付してほしいと主張しているが、新たな関連資料等の提出はない。

2 申立人は、申立期間について、集金人に保険料を支払い、台帳に押印していたので領収書はもらわなかったと主張しているが、i) 申立人が居住していた区の「国民年金 Aの25年」（昭和62年3月発行）及び広報誌（59年4月5日付け）により、59年に区職員による訪問集金が廃止されていることが確認できることから、申立期間②から⑦までの期間についての申立人の主張は当時の徴収事務の実態と合っていないこと、ii) 申立人が居住していた区の広報誌（平成9年10月5日付け）により、平成9年10月から国民年金収納推進員による保険料の集金を開始していることが確認できるところ、同時点で、申立期間⑥のうち7年9月分及び申立期間⑦の保険料は過年度納付することが可能ではあるが、当該収納推進員は過年度保険料の集金は行っていないこと、iii) 当時、申立人が居住していた区は、国民年金収納推進員の集金方法は不明であると回答しているものの、当該区を管轄する年金事務所は、当時を知る職員への聞き取り調査結果として、区が収納できるのは現年度納付であり、国民年金収納推進員が集金する場合、領収書を渡しているはずであると回答していることから、申立人の主張には不自然な点が認められる。

3 新たな申立てである申立期間①については、上記のとおり、区広報誌により、区職員による訪問集金は申立期間①より前の昭和59年に廃止されている上、平成9年10月から国民年金収納推進員による保険料の集金が開始されたものの、同時点で申立期間①の保険料は時効により納付することができないことから申立人の主張は当時の徴収事務の実態と合っておらず不自然である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を重複して納付していたものと認める

ことはできず、申立期間②から⑨までの保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13410 (事案 11652 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 55 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 55 年 7 月

前回の申立てにおいて、申立期間の国民年金保険料は口座振替で納付したと申し立てたが、金融機関で口座振替届出を行った時期は申立期間の後であることが分かったことから、口座振替での納付は記憶違いであり、送られてきた納付書で保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、会社を退職した都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続と口座振替手続をして申立期間の国民年金保険料を納付していたと説明しているが、当時申立人が居住していた区では、口座振替の場合の納付方法は3か月単位であり、各期ごとに口座振替申込締切日が決められ、7月から9月までの保険料についてはその前の5月25日までに、10月から12月までの保険料についてはその前の8月25日までに申し込むこととされており、申立期間①の一部は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和54年7月時点では、口座振替申込締切日を過ぎていたため保険料を口座振替にすることができなかったこと、ii) 申立期間②について、申立人は1か月前には次の就職が決定していたと説明しており、厚生年金保険被保険者資格を喪失した55年7月時点では、口座振替申込締切日を過ぎており、当該期間1か月分の口座振替を行ったとは考えられないこと、iii) 申立人は、申立期間の保険料を口座振替以外の方法で納付した記憶が無いとしていることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年8月3日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「前回の申立書は、年金事務所に出向いた際にその場で書くように言われたので、10年以上前から各種の払いは手間が掛からないように口座振替にしていたことから、申立期間当時のことを思い出せないまま、口座振替で保険料を納付したと思い込んで申立てを行ってしまった。その後、金融機関で、国民年金保険料の金融機関口座振替届出を行ったのは平成10年3月だったことを確認したこと、及び昭和62年度前期分の領収証書が見つかったことから、申立期間は口座振替で納付したとする前回の申立ては記憶違いであるので、申立期間の保険料は納付書で納付したと思う。」と主張を変更しているが、申立人からは、申立期間の保険料を納付書で納付したことを裏付ける新たな資料の提出や具体的な説明は無い。

また、申立人は、会社を退職した後の昭和54年7月以降、国民年金被保険者資格の得喪手続を行う際には、必ず区役所に年金手帳を持参して手続を行っていたので、その後に送付されてきた納付書で納付したはずであると主張している。しかしながら、申立人が所持している2冊の年金手帳のうち、国民年金手帳の記号番号のみが記載された年金手帳の「国民年金の記録」欄は、「被保険者となった日」に「昭和50年3月28日」と記載されている以外は空欄であり、一方、申立人が被保険者資格の得喪手続時に持参したとする国民年金手帳の記号番号と厚生年金保険の記号番号の両方が記載された年金手帳の「国民年金の記録」欄には、50年3月から57年7月までの資格得喪記録が記載されているものの、当該記録は、同年7月12日の再取得日に係る再取得手続時において記載されたものと推認されることから、当該時期までは、申立期間①及び②に係る被保険者資格の得喪は行われておらず、申立期間①及び②は、未加入期間となっていたものであり、当該再取得手続に伴い、申立期間①及び②の得喪記録が整備されたため、これら申立期間が「未納」と記録されているものと考えられる。

さらに、申立期間②については、当該期間当時、申立人が居住していた区の保険料の納付方法は3か月単位であったところ、申立人は当該期間の翌月に当たる昭和55年8月には厚生年金保険被保険者になっていることから、当該期間の保険料については、当該期間に係る1か月分の納付書を発行してもらうこととなるが、申立人は、当該期間の再取得手続時において、1か月分の納付書を発行してもらった記憶は無いと述べている。

加えて、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明はなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から52年7月まで

私は、昭和49年8月に生業を継ぐ話が決まった際、父は私の年金と健康保険の保険料は支払うと言っており、その後、同年10月に実家に戻って生業を継ぎ、50年11月に結婚式を挙げた。父から私たち夫婦の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について聞いたことはないが、父は、昔堅気の性格であることから、私の加入手続及び申立期間の保険料を納付してくれ、婚姻後は、妻の加入手続を行い、秋に年1回払いで、両親と一緒に私たち夫婦二人分の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち婚姻前は、両親と申立人の国民年金保険料と一緒に、婚姻後は、両親と申立人夫婦の保険料と一緒に納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立期間の保険料を納付するためには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成16年4月20日となっており、当該厚生年金保険被保険者の記号番号は9年1月1日付けで基礎年金番号として付番されていることがオンライン記録で確認できることから、申立期間は、国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「現在所持している年金手帳は、オレンジ色の1冊のみであり、ほかの年金手帳を所持したことも父から渡された記憶も無い。」と述べており、当委員会において調査したが、申立人に対して申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、申立人が保険料は一緒に納付されていたはずだと主張し

ている申立人の妻の申立期間当時の納付記録では、保険料が未納となっている。

さらに、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親からは、当時の加入手続及び保険料の納付状況等を聴取することができず、申立人は、申立人夫婦の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、当時の状況が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 52 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 52 年 7 月まで

私は、婚姻のため昭和 50 年 10 月に夫の実家に行き、同年 11 月に結婚式を挙げた。婚姻後に夫から、義父が私の国民年金の加入手続を行い、私たち夫婦二人分と義父母の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたはずであると聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後に夫から、義父が申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、義父母の国民年金保険料と一緒に申立人夫婦の保険料を納付してくれていたはずであると聞いたと述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人には、昭和40年11月頃及び61年8月頃にそれぞれ国民年金の手帳記号番号が払い出され、平成21年2月には、61年8月頃に払い出された手帳記号番号が基礎年金番号として統合されていることが確認できるが、61年8月に手帳記号番号が払い出された時点では申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和40年頃に国民年金に加入した記憶はあるものの、結婚により転居した際に国民年金の住所変更届出を行った記憶は無いと説明しており、申立人が申立期間の直前まで居住していた区の年度別納付状況リストによると、申立人の49年10月以降の納付欄は空欄であり、区分欄には「フザイ」と記載されていることから、当該区では、申立期間を含む49年10月から申立人が60歳に至る平成13年*月までの期間は、申立人を不在被保険者として扱っていたため、申立期間当時に納付書は発行されず、保険料を納付することができなかつたため未納となっていたと推認できる。

さらに、申立期間において、申立人の夫は国民年金の未加入期間であるほか、申

立人夫婦の加入手続及び保険料を一緒に納付していたとする義父からは、当時の状況等を聴取することができず、申立人は、申立人夫婦の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間当時の状況が不明である。

加えて、申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13413 (事案 12302 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から7年2月まで

前回、申立期間については年金記録の訂正は認められなかったが、私の年金手帳には、申立期間の国民年金被保険者資格取得日が平成4年12月1日と記載されていることから、私は、この時に国民年金の再加入手続を行い、当時の預金通帳に300万円の入金があり、自主出版本を作成したことを考え合わせると、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は経済的な事情等により申立期間の国民年金保険料を納付していなかった可能性がある」と説明しているほか、平成7年4月14日に申立期間直後の同年3月から8年3月までの期間の申請免除手続が行われ、同年12月6日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点では、申立期間の終期の保険料は未納であったと考えられるが、申立人は保険料を遡って納付したとは説明していないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、23年10月19日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、再度、現在所持する年金手帳には国民年金の資格取得日が平成4年12月1日と記載されていることから、当該時期に国民年金の再加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人からは、申立期間の保険料の納付について、新たな資料及び具体的な説明は得られなかった。

また、申立人は、前回の申立てにおいて、経済的な事情等により申立期間の保険

料を納付していなかった可能性がある」と述べたことを撤回し、申立期間当時に保険料を納付することができた経済的事情の裏付けとして、申立人の預金通帳及び自主出版本の奥付を提出しており、当該預金通帳及び金融機関の記録によると、申立人は申立期間の6か月前に当たる平成4年6月4日に300万円の定期預金を担保として300万円の融資（シヨウガシ）を受けて、当該借入金が上記の普通預金口座に振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、上記の金融機関の記録によると、融資が行われた平成4年6月の月末時点での当該預金残高は146万円に減少しており、その後、申立期間中の5年3月には、上記定期預金の解約及び返済が行われ、同年3月末時点における預金残高は「57,109円」まで減少しており、申立期間終期の7年2月には、預金残高は「115円」となっていることから、申立期間中に申立人が保険料を納付することができる経済的状況であったとは確認できないほか、申立人が提出した自主出版本の発行日（平成4年12月1日）は申立期間の始期であるが、当該出版本の発行により収入を得たことが確認できないことから、申立人が申立期間当時に保険料を納付することができたとして提出した上記の預金通帳及び自主出版本の奥付からは、申立期間の保険料を納付したことは確認できない。

また、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無かったほか、平成7年4月14日には申立期間直後の同年3月から8年3月までの期間の申請免除手続が行われていることがオンライン記録で確認できるが、申立人は自身で積極的に申請免除手続を行った記憶は無いと述べていることから、申立期間の保険料が未納となっていた状況を踏まえて、行政側の判断で申請免除手続の勧奨が行われたと推認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から63年12月まで

私は、年金手帳等を廃棄してしまったので、昭和63年12月頃に、国民年金保険料の納付状況等を確認するために区役所に行ったところ、窓口職員から、「保険料の未納期間があるが、納付することは可能である。」と言われたので、二回に分割してもらい、二回とも区役所近くの金融機関で自分の預金口座から現金を引き出して申立期間の保険料を納付した記憶がある。納付額は、二回分で20数万円と記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金保険料の納付状況等を確認するため、昭和63年12月頃に区役所に行き、区役所近くの金融機関で自分の預金口座から引き出した現金で申立期間の保険料を二回に分割して納付した記憶があり、納付額は、二回分で20数万円と記憶していると述べている。

しかしながら、申立人は、申立期間直後の平成元年1月から同年3月までの保険料を3年2月7日に納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の預金口座を管理する金融機関の普通預金元帳には、昭和63年12月頃に20数万円を引き出した記録は無い。

また、申立人は、申立期間以降の保険料は口座振替で納付していたと述べているが、上記普通預金元帳には、平成元年及び2年において保険料を口座振替により納付した記録は無い。

さらに、申立人は、平成3年に保険料をまとめて納付した記憶は無いと述べているが、申立人に対して同年2月25日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、上記普通預金元帳には、同年3月12日及び同年3月15日の2

回で合計22万3,000円の預金額が引き出され、同年5月分以降の保険料は口座振替で納付されていることが確認できることから、申立人の申立内容は、申立期間後の平成3年におけるオンライン記録及び上記普通預金元帳の記録と一致していると考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を納付した時期の記憶が明確でないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から7年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から7年12月まで

私の母は、私の厚生年金保険の被保険者資格喪失後に国民年金への切替手続きを行い、遡って国民年金保険料を分割して納付したと言っている。保険料は、私が20歳の時まで遡って母が納付してくれたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、初めて、申立人の国民年金の加入手続きをしたのは、申立人の父親が経営する事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金へ切替手続きを行った時であり、その際、申立人の国民年金保険料を遡って分割納付する手続きをしたと述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、上記事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成9年4月1日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月16日に、基礎年金番号が付番され、同事業所での被保険者資格喪失後の10年2月に、上記の基礎年金番号において、申立人が20歳になった3年*月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該資格取得手続きを行った時点では、申立期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の資格取得手続きを行った平成10年2月時点で、保険料を過年度納付することが可能であった8年1月から9年3月までの期間の保険料を10年2月から11年3月までの期間の現年度納付分と一緒に分割して過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、申立人の母親が説明する申立人に係る保険料の納付状況は、10年2月以降のオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出され

たことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人及びその母親は、申立人が上記事業所で厚生年金保険に加入した時期より前には、申立人について国民年金の加入手続を行った記憶は無いと述べている。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は、保険料を遡って納付した期間や分割して納付していた期間に関する記憶が明確ではないほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13416 (事案 12909 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月まで
前回の申立てでは、昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月までの期間については年金記録の訂正は認められなかったが、63 年 9 月に結婚してからは、私が元夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたので、元夫の記録を確認した上で判断してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は結婚した昭和 63 年 9 月に国民年金の加入手続を行い、それまでの未納分の国民年金保険料を一括して遡って納付し、その後は、自宅に届いた納付書により納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成元年 9 月に払い出され、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は「平成元年 9 月 20 日」と記載されている上、申立人は当該手帳以前に年金手帳を受け取ったことはないと説明しており、当該手帳記号番号の払出前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、また、オンライン記録によると、申立期間は、平成 12 年 8 月の記録追加により整備された未納期間であることから、当該記録追加前は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることを理由として、既に当委員会の決定に基づき、24 年 2 月 29 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間に係る保険料を元夫の分と一緒に納付していたと記憶しているので、元夫の納付記録を確認してほしいと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間について、その元夫の保険料は、申立人と同様、未納と記録されていることが確認できるほか、申立人からは、申立期間の保険料の納付について、新たな資料及び具体的な説明は得られなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 から 平成 3 年 3 月 まで
私の母は、私が 20 歳になった時に区役所から国民年金のはがきが届いたので、私の国民年金の加入手続を行い、平成5年2月に就職するまでの間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は、申立人が 20 歳になった時に区役所から国民年金のはがきが届いたので、申立人の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成3年4月頃に払い出されており、母親は、この頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと推認できる上、オンライン記録及び申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金の被保険者資格取得日は「平成3年4月1日」と記載されていることが確認でき、申立人は、申立期間当時は学生であったとしていることから、申立期間は、学生の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時に保険料を納付する場合には、申立人に対して別の国民年金手帳の記号番号が払い出されている必要があるが、母親は、申立人の年金手帳は母親自身が受け取った1冊だけであり、ほかの年金手帳を受け取ったことはないと述べており、申立人に対して申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立期間の最初の月の保険料は区役所窓口で、翌月以降の保険料は口座振替で納付したと述べているが、申立期間当時の保険料の納付頻

度は3か月ごとであり、納付頻度が相違するほか、上記の被保険者名簿には、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した平成3年4月1日の翌月となる同年5月から口座振替により申立人の保険料が納付されていることが記載されており、申立人の母親の記憶は、申立期間後の被保険者名簿の記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から11年3月まで

私は、母から申請免除期間の国民年金保険料を納付するように言われ、平成12年10月に両親からの援助と手元にあった自己資金（預金）で申立期間の保険料を追納した。申立期間が申請免除期間のまま保険料が追納された記録になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親から申立期間の国民年金保険料を追納するように言われ、申立人の両親から援助を受けた67万円に自己資金（預金）を加えて申立期間の保険料を追納したと述べており、申立人の母親が管理していた申立人の預金通帳によると、平成12年10月10日に67万2,624円が入金され、同年10月19日に67万円が出金されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間の保険料の追納申出は平成12年8月14日に行われ、当該申出による申立期間の追納保険料額は81万5,760円であることが確認できることから、当時、当該金額の追納納付書が発行されたと考えられるが、申立人の母親は、申立人に追納納付書の金額を確認させたところ、申立人から追納保険料の全額分として示されたのは67万2,624円であり、同年10月10日に同金額を申立人の預金口座に入金したとしており、これまで申立人から、同入金額が追納保険料額の全額ではないということ、及び不足額は自己資金を加えて追納したということ聞いた記憶は無いと述べているほか、申立人も、年金事務所からの「調査確認結果のお知らせ」で申立期間の追納保険料額は81万5,760円であることを通知されるまでは、67万2,624円が追納保険料額であると思っていたと述べており、追納保険料額に係る状況が一致しない。

また、申立人は、母親に対して追納納付書に記載されている追納保険料額（81

万 5,760 円) を伝えず、1 円単位の端数額 (67 万 2,624 円) を伝えた理由は分からないと述べているほか、当該追納保険料を納付した金融機関及び自己資金を引き出した金融機関を覚えておらず、具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から45年3月まで

私は、出産を控えた昭和43年8月に会社を退職したので、夫がすぐに私の国民年金の加入手続を行い、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和43年8月に申立人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和45年6月頃に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立人が加入手続を行ったと主張している時期とは相違する上、当該加入時点において申立期間の保険料を納付するには遡って納付することとなるが、申立人は、夫から遡って保険料を納付したとは聞いていないと述べている。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の夫からは、申立期間当時の納付状況等を聴取することができず、当時の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成 3 年 3 月まで
私の母は、私が大学生で 20 歳になった昭和 63 年*月に、区役所で私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を数か月ごとにまとめて納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 3 年 5 月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳により、学生が国民年金の強制加入の被保険者に該当することになった同年 4 月 1 日に申立人が国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間当時、大学等に在学する期間は国民年金の任意加入適用期間であったことから、遡って国民年金に加入することはできないため、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、平成 3 年 5 月に転居し、その住所変更手続を行うために転居先の市役所へ行った際、母親から渡されていた年金手帳を没収されて現在所持している年金手帳が再交付されたと述べているが、昭和 63 年*月当時に発行された年金手帳を市役所へ持参した場合、新たに手帳記号番号を払い出したり、それまでの記録を書き直して年金手帳を再交付することは考えられず、ほかに上記の手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする母親は、申立期間における保険料の納付額の記憶は無く、その納付方法、納付頻度及び納付場所

に関する記憶も明確でない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23530 (事案 16780 及び 22294 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 7 年 3 月 26 日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、第三者委員会に申立てを行ったところ、平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 3 月 26 日までの期間については、20 万円に訂正する必要があるとされたが、5 年 8 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間については、訂正は必要ないとされた。

また、前回の申立てにおいて、平成 6 年 10 月から 7 年 2 月までの標準報酬月額は、9 万 8,000 円から 20 万円に訂正されたものの、実際の報酬額に見合う標準報酬月額に訂正されていないため、再度、5 年 8 月 1 日から 7 年 3 月 26 日までの期間について申し立てたところ、前回と同様に申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正が不要であるとされた。

しかし、A社では、毎月 70 万円から 80 万円の報酬をもらっていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る 1 回目の申立てにおいては、申立期間のうち、平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 3 月 26 日までの期間について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 3 月 26 日の後の同年 4 月 27 日付けで、9 万 8,000 円に遡って減額訂正処理されていることが確認でき、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 5 年 8 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、5 年 8 月の随時改定、6 年 10 月

の定時決定により、20万円と記録されており、遡及訂正等の不自然な記録は見当たらない上、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、会長は既に死亡していること等から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認することができない。

以上のことから、当委員会の決定に基づき、平成23年4月6日付けで申立期間のうち、6年10月1日から7年3月26日までの期間については、標準報酬月額を遡及訂正前の20万円に訂正する必要があるが、5年8月1日から6年10月1日までの期間については、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てにおいては、申立人は、平成5年8月1日から7年3月26日までの期間について、53万円以上の報酬額をもらっていたので、20万円の標準報酬月額は納得できないとしていたが、新たな資料は無く、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、当委員会の決定に基づき、23年12月21日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間を通じて70万円から80万円の報酬額をもらっていたので、20万円の標準報酬月額は納得できないと主張しているが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認できる新たな資料は無く、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月から31年9月30日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるA社での勤務状況について具体的かつ詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、昭和30年3月にB校の紹介でA社に入社したとしているが、同校より提出された申立人の卒業証明書によると、申立人は31年3月に卒業したことが確認でき、申立期間のうち、30年3月から31年3月までは同社に勤務していないことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に加入記録があり、所在が判明した複数の従業員に厚生年金保険への加入状況等について照会したところ、入社日から厚生年金保険の被保険者資格取得日までに3か月から1年4か月の未加入期間が確認できる。また、そのうちの2名は、当時、社長が権限を持っており、社長の裁量で厚生年金保険の加入を決めていたと供述していることから、同社は、入社後ある程度の期間をおいて厚生年金保険の加入手続をしていたことが推認できる。

さらに、A社は、申立期間当時の資料を保管していないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険番号の欠番や訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 14 年 6 月 30 日まで
オンライン記録では、A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっている。これを証明できる当時の給料支払明細書は、申立期間のうちの一部しか現在保有していないが、これを提出するので、申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額がオンライン記録では 18 万円となっているが、申立期間においては、50 万円の報酬を受けていたと申し立て、これを確認できる資料として、申立期間のうち、平成 13 年 4 月から 14 年 5 月までの給料支払明細書を提出しているところ、当該明細書によると、報酬額は全て 50 万円となっており、また、保険料控除額については、標準報酬月額 50 万円又は 53 万円に見合う保険料が記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立人のA社における標準報酬月額について、オンライン記録によると、平成 12 年 11 月 1 日の資格取得時は 18 万円（資格取得処理日は平成 12 年 11 月 2 日）、13 年 10 月 1 日の定時決定時も 18 万円（定時決定処理日は平成 13 年 10 月 31 日）、14 年 6 月 30 日の資格喪失時も 18 万円（資格喪失処理日は平成 14 年 7 月 4 日）と記録されており、また、訂正された形跡等の不自然な記録も無く、社会保険事務所（当時）が 3 回も誤って申立人に係る標準報酬月額を 18 万円と記録したとは考えられないことから、同社は申立人の申立期間に係る報酬月額について、それぞれ標準報酬月額 18 万円に相当する額を届け出たものと考えられる。

そして、A社の申立期間当時の厚生年金保険の被保険者は、申立人を含め 6 人であるが、このうち、申立人と同じ平成 12 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得した者は、オンライン記録によると、代表取締役及び 3 人の従業員の計 4 人であり、これらの者

の申立期間における標準報酬月額については、代表取締役を含む3人が申立人と同じ18万円、ほかの一人が14万2,000円と記録されているところ、代表取締役は、自身の報酬月額について「当時は経営に苦慮し、実際に支給されていた給料はもっと少なく、給料が支給されないことも多かった。」としており、また、3人の従業員のうち、連絡の取れた二人は、「給料は標準報酬月額に相当する額しかもらっていなかった。」、うち一人は、「給料の未払や遅配があった。」としている。

さらに、A社において厚生年金保険の被保険者記録は無いが、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立期間当時、同社の役員に就任していることが確認できる者は、「給料は最も多いときに20万円くらいで、未払のときもあった。」としている。

加えて、A社は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、同社に係る平成12年度から14年度までの滞納処分票によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった12年11月1日の2か月後である13年1月から同年8月までの社会保険料の納付を延滞し、同年9月から14年6月までの社会保険料125万6,000円（延滞金を含む。）を滞納し、17年12月21日付けで不納欠損の決議が行われていることが確認できることから、同社は、申立期間当時、会社の経営状況が厳しく、社会保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

2 また、申立人は、申立期間において、営業担当の一般社員であり、役員ではなく、また、社会保険手続の権限は、後任の代表取締役にあったため、申立期間の標準報酬月額が18万円となっていることについては分からないと主張している。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、同社が設立された平成4年5月15日から5年6月30日まで代表取締役、11年4月15日から12年2月16日まで取締役、18年6月30日から20年6月30日まで再度代表取締役に就任しており、申立期間当時は、登記簿上、役員でなかったことが確認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の代表取締役は、「申立人から、対外的な問題で代表取締役を代わってもらいたいと言われて代表取締役に就任した。自分は、名ばかりの代表取締役で、実権は引き続き申立人にあった。」としており、また、連絡の取れた申立期間当時の4人の従業員は、いずれも同社の事実上の代表取締役は申立人であったとしている。

さらに、上記滞納処分票には、申立人は、自らを経理担当者として名乗って社会保険事務所へ連絡し、滞納保険料の納付交渉を行っている旨の記載があり、また、「実質的オーナーと形式上の社長と面談。オーナーより、資金が無く1,000円以上の金は15日の入金が無いと払えないとのこと。」との記載もあることから、社会保険事務所は、申立人を実質的な代表取締役と認識して滞納保険料の納付交渉を行っていたとすることが相当である。

このため、申立人は、申立期間当時、A社の事実上の代表取締役であったものと考えられる。

また、上記申立期間当時の代表取締役は、「自分が代表取締役に就任した後も、代

表者印は申立人が管理しており、社会保険手続についても、その内容を申立人が知らなかったはずはない。」としている上、申立人と同日の平成12年11月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員の一人名は、申立人から、「厚生年金保険に加入したければ、保険料は会社負担分を含めて全額自己負担になる。」と言われ、やむを得ず全額自己負担して加入していたとしており、この点については、ほかの従業員の一人も、「自分の保険料を全額自己負担していた。」としている。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、社会保険に係る届出に当初から関与し、届け出た報酬月額についても知っていたと考えるのが自然である。

- 3 ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、年金記録の訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月1日から53年12月1日まで
② 昭和53年12月1日から58年3月6日まで
③ 昭和58年3月6日から63年10月1日まで
④ 平成5年8月1日から16年4月11日まで

A社及びその関係会社のB社（以下「A社等」という。）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までの標準報酬月額が、実際の給与額以下になっている。申立期間の一部の給与支払明細を提出するので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人から提出されたA社に係る平成8年1月、同年3月から9年9月まで及び同年11月から16年4月までの給与支払明細によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが確認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社における複数の従業員が所持している申立期間当時の給与支払明細（昭和60年8月、同年10月、61年8月、62年2月及び63年3月から平成元年11月まで）によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月

額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社等で給与及び社会保険事務を担当していた従業員は、「A社等の従業員の給与の一部には賞与分が含まれており、月額給与から賞与の額を除いた残額を報酬月額として届け出ているので、標準報酬月額が実際の給与額よりも低くなるがあった。」旨供述していることから、A社等では、社会保険事務所（当時）に対して、実際の給与額よりも低い給与額を報酬月額として届け出ていることがうかがえる。

加えて、A社等の事業主は、「申立期間当時の書類は、破産管財人が処分してしまっ
て無い。」と供述していることから、申立人の主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 4 月 6 日まで
② 昭和 46 年 9 月 21 日から 47 年 2 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社（現在は、D社）で勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無い。各申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、「申立期間①当時の事業主は死亡しており、また、当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間①における勤務状況及び保険料控除について確認できない。」旨回答している。

また、申立人がB社を紹介されたとする同僚は、死亡しており、申立人の勤務状況及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①に同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況等について照会したところ、回答のあった 11 人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の勤務状況及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、申立人と同様に申立期間②にE社からC社へ異動した複数の同僚及び従業員は、「申立人は、申立期間②に継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間②にE社又はC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、「当社と合併前のE社の資料は残っていないため、申立人の同社の記録は分からない。なお、申立人に係る健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日は、昭和 47 年 2 月 1 日と記載されていることから、申立人は同年 2 月 1 日からA社に勤務したと思われる。したがって、申立期間②に保険料を控除していないと考えられる。」旨回答していることから、申立人の申立期間

②に係るA社及びC社の保険料控除について確認することができない。

また、E社の事業主及び同社の経理担当者は、死亡及び連絡先不明のため、申立人の申立期間②に係る同社の保険料控除等について確認することができない。

さらに、E社及C社が加入していたF厚生年金基金の異動記録マスター一覧によると、申立人のE社における資格喪失日は昭和46年9月21日（E社が当該基金を脱退した日）、C社における資格取得日は47年2月1日と記録されており、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

加えて、C社及びE社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、E社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和46年9月21日）に資格を喪失し、C社において47年2月1日に資格を取得している従業員は57人（申立人を含む。）いることが確認できる。複数^たの従業員が、「E社がC社に買収され、同社に移って半年経たない頃に、誰かが厚生年金保険をかけていないことに気づき、E社の組合がC社の事業主に交渉して厚生年金保険に入ることになった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 7 月 14 日まで

申立期間①について、A社における申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 59 年分の給与所得の源泉徴収票を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨第三者委員会に申し立てたところ、同社において勤務は確認できるが、厚生年金保険料の控除については確認できないとの理由により、記録訂正を行うことができないとの通知があった。また、申立期間②について、B社における当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

今回、申立期間①及び②について、昭和 60 年度市民税・県民税納税通知書において記載されている「社会保険料」欄の金額「255,982 円」を基に試算書を作成したところ、第三者委員会の試算（17 万 6,201 円）とは大きく異なっている。これは、現在の加入期間より長く加入していたことを示すものであるので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、雇用保険の記録から、申立人は申立期間①にA社において勤務していたことが確認できるが、i) 申立人から提出された昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票の「給与等からの控除分」欄には「175,992 円」と記載されているところ、雇用保険料、厚生年金保険料及び健康保険料を試算すると、これらの合計額は17万6,201円となり、上記源泉徴収票の17万5,992円とほぼ一致し、同社に勤務した期間の厚生年金保険料は含まれていないことが確認できること、ii) 同社に係る商業・法人登記簿謄本により確認できる二人の代表取締役からは、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得られないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 24 年 2 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要で

ないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、上記通知に納得できず、申立人作成の試算書を提出し、再度調査を求めている。

しかしながら、申立人から提出のあった試算書によると、昭和 59 年に支払った社会保険料は「255,982 円」と記載されているところ、同年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額のうち、給与等からの控除分は「175,992 円」、申告による控除分は「79,990 円」と記載され、その合計額は、申立人の主張する 60 年度市民税・県民税納税通知書において記載されている「社会保険料」欄の「255,982 円」と一致することから、前回当委員会で試算した内容（給与等からの控除分は「17 万 6,201 円」）を変更すべき新たな事情は確認できない。

また、オンライン記録により、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人のB社における資格取得日は昭和 59 年 4 月 2 日、離職日は 60 年 3 月 30 日と記録されていることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 59 年 7 月 14 日付けで、厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の事業主は、当時の資料は無いと回答しており、当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、B社が発行した昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄の内訳からは、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 27 日から同年 6 月 1 日まで
A事務所（現在は、B社に合併）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事務所に昭和 59 年 2 月 27 日に入社したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事務所の代表者からの手紙によると、「昭和 59 年 2 月 27 日付けで採用」と記載され、また、昭和 58 年から同事務所において雇用保険の加入記録がある同僚 2 名は、申立人は 59 年 3 月には、同事務所に入社していた旨述べていることから、申立人の同事務所における申立期間の勤務は推認できる。

しかしながら、A事務所に係る事業所別被保険者名簿によると、同事務所は任意適用により昭和 59 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、給与からの厚生年金保険料控除は、翌月控除と回答しているところ、申立人から提出された申立期間の一部に当たる昭和 59 年 4 月及び同年 5 月の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人から提出された昭和 59 年 6 月の給与明細書において厚生年金保険料が控除され、同年 12 月の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていないことについて、B社は、「同年 6 月の給与から控除した厚生年金保険料については、後日、間違いに気付いて、同年 12 月の給与から控除せずに調整したのではないか。」と述べていることから、同年 6 月の給与明細書において控除されている厚生年金保険料が、同年 5 月の保険料であることを確認することができない。

加えて、B社は、合併前の人事資料を保管しておらず、申立期間当時に経理関係を委

託していた会計事務所は既に解散しており、当該会計事務所を引き継いだ会社に照会したが、保存期間経過のため資料は無い旨回答しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 11 年 10 月から 12 年 2 月までの期間について、申立人から提出のあった当該期間の給与支払明細書によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

次に、申立期間のうち、平成 12 年 3 月から 13 年 9 月までの期間について、A社は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答しており、申立人も給与支払明細書等を保有していない上、申立人の居住地を管轄する区役所にも申立期間当時の課税資料の保存が無く、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額について確認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

A社(申立期間当時は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 38 年 7 月から営業部員として、仲介業及び山林分譲等の営業に従事していた。40 年 7 月に同社が倒産するまで勤務し、途中、営業部課長まで務めたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の従業員の供述から、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は昭和 40 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、同社に係る商業・法人登記簿謄本から、申立期間前後に事業主であった者 3 人が確認できるものの、そのうち二人は既に死亡し、残る一人は経理事務の内容について分からない旨回答していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が氏名を記憶していた同僚は既に死亡しているため、同人から供述を得ることができないものの、上記名簿により、同人の資格取得日は申立人と同日の昭和 39 年 7 月 1 日であることが確認できる。

さらに、上記名簿により、申立期間前後に被保険者記録のあることが確認できる従業員 23 人に照会したところ、申立人と同職種の営業職であったとする二人から、申立期間の厚生年金保険加入の取扱いについて具体的な回答があり、そのうち一人は、「私の入社時、一般社員の営業職は歩合制で、厚生年金保険に加入していなかったが、昭和 39 年 7 月から全員加入したと記憶している。」旨供述しており、他の一人は、「入社時に、先輩社員から社会保険は自分で考えておくように言われたが、昭和 39 年 7 月頃

行政指導が入り、営業職も加入するようになったと思う。」旨供述している。

加えて、上記名簿により、申立人と同日の昭和 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員は 600 人を超えており、当該従業員のうち 33 人に照会したところ、17 人から回答があり、いずれの者も申立人と同じ営業職であった旨回答している。また、上記名簿により、同年 6 月 30 日以前に被保険者資格を取得している従業員 12 人に照会したところ、6 人から回答があり、いずれの者も自身は事務職又は運転手であった旨回答している。これらのことから、同年 7 月 1 日に被保険者資格を取得している従業員の多くは申立人と同じ営業職であったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23564 (事案 9538 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の船員保険加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者は、船員保険の強制被保険者となるはずであり、申立期間は社命により講習を受講していた期間で、船員保険の健康保険証も所持していたと記憶している。上記判断に納得できないため、再調査し、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、退職金算出明細書及び人事記録から、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、昭和43年9月2日から同年11月30日までは甲板手講習を受講していたことが確認できるが、申立人と同時期に講習を受講していた従業員6人についても、申立期間に同社における船員保険の加入記録が無い上、このうちの二人が、申立期間は船員保険の任意継続被保険者となっており、当該二人のうちの一人及び当時、同社で船員保険の手続を担当していた者が、上記講習の受講中は一旦離職という形をとるので船員保険の任意継続手続をするよう事業所から指示された旨供述していることから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間も船員保険の強制被保険者であったはずであり、船員保険の健康保険証を所持していたと主張しているが、A社に係る船員保険被保険者名簿の備考欄には、申立人が昭和43年8月30日に資格喪失した際に

被保険者証及び被扶養者証を返納したことを示す記載が確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23565 (事案 19588 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 25 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、同社と同じ事務室内に代表者が同一であるB社があったので、A社で記録が無ければ、B社での記録を確認してほしい旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、保険料控除の確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、不明であっても、否定する証拠が無ければ認めるのが筋であるので、この判断に納得できない。新たな資料や情報は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが確認できるが、i) 申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当時の代表者は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができないこと、ii) B社の事業所別被保険者名簿には申立人及び申立人が名前を挙げた同僚の氏名は確認できない上、両社の給与事務を担当していた従業員は、A社における従業員をB社において厚生年金保険に加入させたか否かについて記憶していないこと、iii) 同僚は、申立期間中の昭和 52 年 7 月に国民健康保険の保険料を納付した際の領収書を保管している旨供述していることから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、上記通知に納得できず、A社での厚生年金保険の取扱いや保険料控除について不明であっても、否定する証拠が無ければ、厚生年金保険の被保険者であったことを認めるのが当然であると主張するのみで、新たな資料や情報は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、委

員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月5日から同年8月1日まで

A社の同僚の紹介により、同社を退職した翌日にB廠に入社したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは不自然である。同廠とC社は同一の事業所であると記憶しており、事業所の名称がいつ変わったのかは分からないが、申立期間には、A社、C社又はB廠のいずれかの事業所での厚生年金保険の加入記録があるはずなので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の同僚の紹介により、B廠に入社したと供述しているところ、当該同僚は、C社はB廠内にあったD国軍の下請事業所である旨回答した上で、自身がC社に入社（昭和21年12月）した1年から2年後に申立人を同社に紹介し、同社内のEショップ（車両関係の修理場）で一緒に勤務したと回答していることから、期間の特定はできないが、申立人が申立期間にC社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した可能性がある事業所として名称を挙げた複数の事業所のうち、C社F事業所の厚生年金保険の適用年月日は、申立人が申立期間後に同社同事業所で被保険者資格を取得した日と同じ昭和23年8月1日であることが確認できる。また、オンライン記録の被保険者の異動状況から同社の関連会社と考えられる同社G事業所、同社H事業所、同社I営業所及び同社J事業所についても、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、これら5つの事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、管轄する法務局の商業登記簿に法人登記の記録を確認することができず、事業主は死亡又は所在が不明であることから、申立期間におけるいずれの事業所の厚生年金保険の取扱いについても確認することができない。

さらに、申立人は、C社での3人の同僚の名前を挙げているところ、同社に係る健康

保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び当該同僚の厚生年金保険被保険者台帳の記録によれば、当該同僚も申立人と同様に、申立期間における被保険者記録が無いことが確認できる。

加えて、進駐軍関係の事務所であるB廠は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、進駐軍労務者については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号）に基づき、厚生年金保険法の「国の事務所」に使用される者として、強制被保険者として適用することとされたところ、同廠を管轄するK渉外労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から昭和24年4月1日であることが確認でき、申立期間当時は適用事業所となっていない。なお、L省M局が保管する申立人に係る「連合国軍関係常備使用人登録票」によると、申立人の雇入れは、同年4月1日からと記録されている。

その上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は所在が不明であるとともに、従業員は上記同僚を除いて死亡又は所在不明であることから、申立人の勤務及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 12 日から同年 9 月 1 日まで

A社B営業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同営業所に問い合わせたところ、厚生年金保険の記録はあるということだったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「外務人事カード（履歴書兼用）」により、申立人は、申立期間にA社C支社B営業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、上記人事カードから、申立人がA社C支社B営業所に「試補」として勤務していたことが確認できるところ、同社は、申立人は、同営業所在籍期間において、研修後の試験に合格し、営業職員として採用されるまでの職階である「試補」であるため、厚生年金保険には加入しておらず、保険料は控除していない旨回答している。

また、申立人は、一緒に入社したとする同僚の姓のみを記憶しているところ、A社C支社の事業所別被保険者名簿によると、昭和 52 年 5 月に資格を取得している同姓の者は確認できない。

さらに、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録があり、自身のA社C支社の在籍期間を覚えている者6人のうち、電話での連絡が取れた営業職の3人全員が、正社員になるまでに1か月から2か月の試用期間があったとしており、そのうち二人は、試験に合格して正社員になるまでの期間は厚生年金保険には加入していなかった旨供述している上、このうちの一人は、試用期間中は「試補」だったとしており、これらの供述はA社の回答と符合する。

加えて、D健康保険組合は、申立人に係る加入記録については保存期間経過のため、確認できないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年6月29日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年6月29日の後の、同年7月9日付けで、7年10月の定時決定の記録が取り消され、同年8月に遡って9万8,000円と記録されたことが確認できる上、他の4人の被保険者も、同様の記録訂正が行われている。

しかし、A社の商業・法人登記簿謄本では、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、同社は平成8年1月から同年5月までの社会保険料を滞納していたことが確認できる上、同社で社会保険事務を担当していた役員は、全役員了承の上で、役員の標準報酬月額を遡って引き下げ、滞納金額を減らす手続をした旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②から⑤までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年2月26日から同年9月26日まで
② 昭和46年3月21日から同年8月31日まで
③ 昭和48年1月5日から49年3月31日まで
④ 昭和52年4月2日から同年7月15日まで
⑤ 昭和52年9月4日から57年4月6日まで

A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間①も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、C社に勤務していた申立期間②、③及び⑤並びにD社に勤務していた申立期間④について、脱退手当金が支給されていることになっているが、受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社B営業所に昭和23年3月1日から24年9月25日まで勤務していたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間①当時の人事資料等を保有していないことから、申立人の同社での勤務期間や厚生年金保険料の控除等について、確認できないとしている。

また、申立人は、申立期間①当時の同僚9名の氏名（一部は姓のみ）を記憶していることから、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該同僚9名を確認したところ、そのうち1名については当該被保険者名簿に氏名を確認できず、同社同営業所では、全従業員が厚生年金保険に加入していたわけではないこと

がうかがえる。そして、残りの同僚8名については、当該被保険者名簿に氏名を確認できるものの、1名は既に死亡しており、残りの7名については所在が不明であり、連絡が取れないため、当該被保険者名簿から、申立期間①当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に、申立人の当該期間における勤務状況等を照会したところ、連絡の取れた2名の従業員は、申立人のことを記憶していないとしており、同僚や他の従業員等から、申立人の同社同営業所における勤務状況を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②から⑤までに係る脱退手当金について、申立人は、受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人に脱退手当金の支給記録がある平成2年当時の社会保険事務所（当時）の事務処理においては、脱退手当金を支給する場合、脱退手当金の請求の添付資料として提出された年金手帳に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、これを請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している年金手帳（当該年金手帳は、その様式から、昭和49年10月から61年3月までに発行されたものである。）には、「脱」の表示が確認できることから、当該期間に係る脱退手当金が申立人に対して支給されたものと認められる。

また、当該期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人が脱退手当金の支給要件を満たすことになった60歳到達時（平成2年*月*日）から約3か月後の平成2年*月*日に支給決定されている等、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 6 日から 42 年 9 月 11 日まで
日本年金機構から届いた確認はがきにより、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 9 月 11 日の前後の各 3 年以内に資格喪失した者であって、同社において脱退手当金の受給資格を有する 27 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 21 名に支給記録が確認できる上、同日又は同月に資格喪失し、かつ、同日に支給決定されている者が 2 組 6 名おり、当該支給記録のある複数の同僚は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 12 月 4 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金について、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 14 日から 43 年 6 月 18 日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。申立期間前に勤務したA社B工場を退職したときには、脱退手当金を受給したが、申立期間に勤務したC社を退職するときには、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人については、申立期間とその前に勤務したA社B工場における被保険者期間とを対象として昭和 43 年 10 月 18 日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、同社同工場に勤務した期間に係る脱退手当金については、同社同工場を退職後に受給したが、申立期間に係る脱退手当金については、受給した記憶は無いと主張している。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立人について、A社B工場を退職した後には脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、申立期間後の昭和 43 年 10 月 18 日のみであり、しかも、申立人が受給を認めている同社同工場における厚生年金保険の被保険者期間に申立期間を加えた2期間を対象として支給されており、支給額に計算上の誤りは無いことから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、C社を退職した後に支給決定された脱退手当金と考えるのが相当である。

なお、申立人が申立期間に勤務していたC社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 6 月 18 日から4か月後に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月から 46 年 5 月まで
② 昭和 51 年 9 月から 57 年 9 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、入社から退社するまでA社のC県にあったD支社に勤務していたと主張しているところ、同社の元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社のD支社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、A社は昭和 42 年 8 月 26 日に適用事業所でなくなっていることが確認でき、同社は、申立期間①のうち、同年 8 月 26 日から 46 年 5 月までは厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社は、申立期間①当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、A社の申立期間①当時の社会保険事務担当者は、同社が厚生年金保険の適用事業所であった昭和 42 年 8 月 26 日までは、同社の本社に勤務したことがある従業員は厚生年金保険に加入させていたが、同社の本社に勤務したことが無い従業員は厚生年金保険に加入させていなかった、また、自身は、同社が適用事業所でなくなった後も勤務していたが、適用事業所でなくなってからは厚生年金保険料を控除されていなかったと思うと供述している。

なお、申立期間①当時におけるA社に係る事業所別被保険者名簿には、健康保険の番号に欠番は無く、不自然さは見られず、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 46 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

申立期間②について、B社に勤務していたとする元従業員は、申立人が同社の代表者であったと供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和51年9月から54年12月まで及び56年4月から57年9月までの国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

一方、申立人は、B社はE事業所を名称変更した事業所であったとしているところ、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、E事業所は昭和47年11月1日から54年7月24日まで適用事業所となっていることが確認できる。

しかしながら、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は法人事業所でなく、申立人は同事業所の事業主であることから、申立人は、同事業所で厚生年金保険被保険者となることはできず、同名簿において申立人の被保険者の記録は確認できない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月3日から2年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、標準報酬月額 41 万円に見合う報酬月額の支給を受けていたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、標準報酬月額は、平成2年7月に 41 万円に随時改定されるまでの申立期間においては、18 万円となっており、遡及訂正等の不自然な記録は確認できない。

また、申立期間のうち、平成元年7月3日から同年12月31日までの期間、申立人から提出された平成元年分確定申告書（控）等によると、標準報酬月額 18 万円に応じた厚生年金保険料が控除されていることが推認される。

一方、申立期間のうち、平成2年1月1日から同年7月1日までの期間については、申立人から同年分の給与支払報告書（市町村提出用）が提出されているが、これがA社から発行された真正のものであるかを判断できず、また、同社の事業主は、既に死亡していることから、当該期間の厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。